

宜 議 第 3 7 7 号
令 和 3 年 3 月 3 1 日

議 長
上 地 安 之 殿

経 済 建 設 常 任 委 員 会
委 員 長 宮 城 克

委 員 会 審 査 結 果 に つ い て (報 告)

第 4 3 3 回 宜 野 湾 市 議 会 定 例 会 に お い て、本 委 員 会 に 付 託 さ れ た 案 件 の 審 査 を 終 了 い た し
ま し た の で、各 案 件 の 報 告 書 及 び 会 議 録 の 写 し を 添 え て、委 員 会 条 例 第 2 9 条 の 規 定 に よ り、
そ の 結 果 を 報 告 い た し ま す。

1. 委 員 会 活 動

| 期 間 期 日 | 会 議 月 日 | 備 考 |
|--------------------|--------------------|---|
| 令 和 3 年 3 月 3 日 | 令 和 3 年 3 月 3 日 | 議 案 第 1 0 号、議 案 第 1 1 号、議 案 第 5 号、議 案 第 9 号、 議 案 第 3 1 号、議 案 第 3 2 号、議 案 第 3 3 号、議 案 第 2 5 号 |
| 令 和 3 年 3 月 4 日 | 令 和 3 年 3 月 4 日 | 議 案 第 1 9 号、議 案 第 2 0 号、議 案 第 1 4 号、議 案 第 1 5 号、議 案 第 1 8 号、請 願 第 1 1 号、請 願 第 6 号、陳 情 第 3 1 号、陳 情 第 9 号、陳 情 第 1 5 号 |
| 令 和 3 年 3 月 5 日 | 令 和 3 年 3 月 5 日 | 議 案 第 5 号、議 案 第 9 号、議 案 第 1 0 号、議 案 第 1 1 号、 議 案 第 1 4 号、議 案 第 1 5 号、議 案 第 1 8 号、議 案 第 1 9 号、議 案 第 2 0 号、議 案 第 2 5 号、議 案 第 3 1 号、議 案 第 3 2 号、議 案 第 3 3 号、請 願 第 6 号、請 願 第 1 1 号、 陳 情 第 9 号、陳 情 第 1 5 号、陳 情 第 3 1 号 |
| 会 議 日 数 3 日 間 | | |

2. 会議事項

| 議案番 | 案号 | 件名 | 付託月日 | 議決月日 | 結果 |
|--------|----|--|----------|----------|------|
| 議案第5号 | | 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第9号 | | 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計補正予算(第3号) | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第10号 | | 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算(第3号) | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第11号 | | 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第4号) | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第14号 | | 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地地区画整理事業特別会計予算 | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第15号 | | 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地地区画整理事業特別会計予算 | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第18号 | | 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地地区画整理事業特別会計予算 | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第19号 | | 令和3年度宜野湾市水道事業会計予算 | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第20号 | | 令和3年度宜野湾市下水道事業会計予算 | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第25号 | | 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 原案決可 |
| 議案第31号 | | 西普天間橋梁上部工工事請負契約について | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 同意 |

| 議案番号 | 件名 | 付託月日 | 議決月日 | 結果 |
|--------|--|------------|----------|------|
| 議案第32号 | 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(1工区)の議決内容の一部変更について | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 同意 |
| 議案第33号 | 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(2工区)の議決内容の一部変更について | 令和3年3月2日 | 令和3年3月5日 | 同意 |
| 請願第6号 | 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願 | 令和元年12月6日 | — | 継続審査 |
| 請願第11号 | 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願 | 令和2年9月8日 | — | 継続審査 |
| 陳情第9号 | 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情 | 平成30年12月6日 | — | 継続審査 |
| 陳情第15号 | 公契約条例の制定を求める陳情 | 令和元年6月10日 | — | 継続審査 |
| 陳情第31号 | 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情 | 令和2年3月3日 | — | 継続審査 |

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年3月3日（水） 1日目

午前10時02分 開会
午後 3時01分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 宮城 克 |
| 委員 | 濱元 朝晴 |
| 委員 | 又吉 亮 |
| 委員 | 伊佐 哲雄 |

| | |
|------|--------|
| 副委員長 | 米須 清正 |
| 委員 | 宮城 司 |
| 委員 | 真喜志 晃一 |
| | |

○欠席委員（0名）

○説明員（14名）

| | |
|---------------|--------|
| 上下水道局長次 | 新垣 勉 |
| 水道施設課長 | 高宮城 淳 |
| 総務企画課経理係長 | 喜友名 達矢 |
| 市街地整備課長 | 比嘉 徹 |
| 市街地整備課工事担当技査 | 上原 力 |
| 市街地整備課計画係主任主事 | 伊佐 真也 |
| 市民課記録係長 | 比嘉 祐子 |

| | |
|-----------------|---------|
| 総務企画課長 | 玉元 智 |
| 下水道施設課長 | 城間 勝也 |
| 建設部次長 | 又吉 直広 |
| 市街地整備課市街地整備担当技幹 | 普天間 朝信 |
| 市街地整備課計画係長 | 永山 拓朗 |
| 市民課長 | 野村 斉 |
| 市民課市民係長 | 喜友名 和佳子 |

○参考人（0名）

○議会事務局職員出席者

| | |
|------|----------|
| 主任主事 | 屋良 ニライ 4 |
|------|----------|

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第10号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第4号）

議案第 5号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算
（第2号）

議案第 9号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補
正予算（第3号）

議案第31号 西普天間橋梁上部工工事請負契約について

議案第32号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（1工区）の議決内容の一部変更
について

議案第33号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（2工区）の議決内容の一部変更
について

議案第25号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

令和3年3月3日（水）第1日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまより経済建設常任委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

（開会時刻 午前10時02分）

【議題】

議案第10号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第3号）

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第10号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

お諮りいたします。議案第10号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、進めてまいります。ここ最近のスタイルですけれども、案件に対する説明は省略しますので、一旦お手元に配付してあります議案に目を通していただいた後に進めてまいりましょう。

提出された議案のお手元の資料の中にもいろいろと数字で表されていますので、それも参考にさせていただければいろいろ見えてくるのではないかなど。物件補償や保留地の処分の内容も記載されていますので。あとは、そのまま目を通しながら、質疑がある委員は挙手をお願いします。では、真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 おはようございます。よろしくお祈いします。9ページで1点、水道使用料の補正が約9,600万円ありますけれども、営業収益です。基本料を免除したことによって、約2億円ぐらい減収になっているのです。ただ、自宅に待機しているというか、家にいることが多分多かったので、水道の使用量が増えて、1億円ぐらい逆に水道がたくさん使われているということで、プラマイで約9,600万円の減という形になっていると思うのですが、逆にこの営業外収益、一般会計から補助金として約7,500万円の繰入れという形で入っているのですけれども、大体差額が2,000万円ぐらいですか、あると思うのですが、この2,000万円の収入が減っているということで、何か当初の計画の遅れというのですか、何か造ったりとか、そういうのはあつたりするのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 おはようございます。ただいまの御質問は、収益が2,000万円程度減ってくるということで、工事だったり、そういったのが影響出ないかということなのですけれども、当初から基本料金を免除する想定で2億円程度は減少になるというふうに考えておりましたので、そこは計画を立ててやっております。工事等に影響は出ませんので、そこら辺は大丈夫です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 そうしたら、逆に当初は2億円マイナスという想定で進んでいて、実際のマイナスは2,000万円、10分の1で済んだということであれば、逆に進むというか、できないと思っていたものができるようになったとか、そういうものはあったりするのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 水道受水購入費等は増えていますので、その辺のプラマイですか、それもありますので、進んでいるとか、そういうことではございません。

○宮城克 委員長 委員の皆様、質疑ありませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 1ページ中段のところで営業収益の9,668万6,000円のマイナスですけれども、これはコロナに関連して、4か月間の基本料を免除したというふうなことという説明があったかと思えますけれども、これはその後国から認められて、この分の還付というか、補助があったのかなと聞いたような気がしますけれども、基本料を免除するということを決定する段階では、国や県からの補助金というのは見込めなまま宜野湾市の単独事業でやっていこうというふうな心意気でそういうふうなことをなされたのか、その辺改めて御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 当初こういった補助金というのは想定されておりましたので、当初は自前の収入で基本料金免除を行っていくという見込みでやっておりました。ただ、国等の判断で水道基本料金を免除した自治体に対しても補助ができるということがありましたので、うちとしては当初見込みどおり、局の自前の予算でやっていこうというふうを考えていたのですけれども、いろいろな本庁サイドのほうでいろいろな事業に充てて、残った財源は水道基本料金の免除を行っていただいたものを局のほうに繰り入れできるということがありましたので、それなら受け入れるということで行っております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 細かく見れば分かってくることもかもしれませんけれども、この9,668万6,000円、これ満額、国からの補助金という形で下りてきたという形で考えていいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 先ほども申しましたけれども、一旦本庁のほうでいろいろな事業にあてがった分、その残りといいますか、もうこれ以上は事業がないということで、残りの分を局のほうに繰り入れていただいていますので、直接こちらが国から補助をいただいているということではございません。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今の伊佐哲雄委員のものと少し重なる、ちょっと確認しながらなのですけれども、ではこの一般会計補助金の7,500万円は、市から7,500万円、一般会計として繰り入れている。市のほうとしては、コロナ対策の財源、その財源そのものも地方創生臨時交付金を財源としたコロナ対策のもので、全ての事業をやってあてがったものの7,500万円を水道事業会計に入れてきたという認識でよろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 直接補正の増減には関与しないと思うのですが、5ページ、令和2年度の水道事業で貸借対照表の資本の部で、これ3月補正最後になるので、確認しておきたいのですが、剰余金の中の(2)、ハ、当年度未処分利益剰余金が約8,700万円になっていて、これ8ページの令和元年度の貸借対照表を見ると約2億3,000万円あって、結構な減になっているところなのですが、この資本の部として。この要因としてはどういった。未処分利益剰余金なので、数字としては積み上がっていったほうがいいのかなと思うのですが、約1億5,000万円の減になっているのですが、その要因とするものは何でしょうか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 ただいまの御質疑にお答えいたします。当年度未処分利益剰余金に計上された金額というのは、当年度、令和2年度分の損益計算書のいわゆる当年度分の利益です。したがって、その剰余金から減少した、1億5,000万円余り減少したということですが、大きくは先ほどからお話出ていましたように、今回の減免が要因によるものだというふうに考えています。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、水道基本料、基本料金の事業ということですね。

では、もう一つちょっと確認したいのが、4ページなのですが、4ページの一番上の固定資産で土地が5億1,000万円余り、建物が8億4,000万円余りで、これが令和元年度と比較すると大分増になっているのです。3億6,000万円と、建物が2億9,000万円。恐らくこの資産のほうで、例えばこの庁舎の、庁舎というか、水道局の増改築をやっているの、資産のほうで上がったので、単純に資本のほうで減になったのかなと思ったのですが、ではそれとは関係ないということよろしいですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 関係ないということですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 そうです。

○宮城克 委員長 委員の皆様、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第10号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第11号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算(第4号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第11号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題いたします。

お諮りいたします。議案第11号については、議案の提案趣旨説明を省略することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。では、同じくしばらくまた資料に目を通していただいて、質疑がある委員は挙手をお願いします。宮城司委員。

○宮城司 委員 教えてほしいのですが、5ページです。資産の部、固定資産のところでは建物の約7,497万円という資産があるのですが、これはどういう。新しい建物ですか、プレハブでも出ていると思うのですけれども。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。この建物というのは、下水道のプレハブではなくて、ポンプ場の建物が4か所ありますので、その建物の固定資産の計上額になっています。

○宮城克 委員長 ちなみにポンプ場、今4か所と説明ありましたが、その4か所はどこにあるのですか。総務企画課長。

○総務企画課長 まず、一番近いところ、普天間、石平との境界のところの手前、プールがあったところ、そこに1か所、大山の国道58号バイパスの田いも畑のちょうど真ん中にありますのがもう一か所。あと、我如古に国立病院がございますが、その浦添側のほうに1か所、あと宜野湾ポンプ場がいこいの市民パークの中がございます、そこが1か所。建屋があるポンプ場については4か所になっています。

○宮城克 委員長 ほかに。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 1点だけで。資産の部で投資に500万円ですか、入れているのですけれども、これは何に入れているのですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。平成30年から貸付け、接続の貸付けが今までやっていたのですけれども、平成29年度までは基金で行っていたのですけれども、平成30年からJAさんのほうで受付をして、JAさんの資金で貸付けをするという制度に切り替えております。その貸付けをする制度として、JAさんとしては500万円定期をしてくださいということが条件だったものですから、我々としては投資として500万円、JAさんのほうで定期をしているという状況でございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 市民の方が、自分のところで水道管の下水の工事するための借りるお金というのですか、それをJAさんのほうに行ってもらっているということによろしいですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ちなみに、それはJ Aさんのほうに500万円出る、出資というのですか、しているという、これは何か利子がつくとか、そういうのは。ただ定期だとしたら、多分数%かあると思うのですが、それはどこに載るものなのですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 予算書のほうにはちょっと載ってこないです。

○宮城克 委員長 どこにどうすればそれが確認できるのかまで説明。総務企画課長。

○総務企画課長 やはりちょっと予算書のほうには出てこないの、こちらから資料を作成してお示しすることしかできないみたいなのです。それでよろしければ。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 資料はいいので、ちなみに何%なのですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。0.002%でございます。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 先ほど水道のほうはコロナで影響があると。下水道の場合は、コロナの影響というのはあるのかどうか。というのは、結局水道料金で半額というか、使用量で下水道の料金が決まるという形を聞いたのだけれども、その辺の影響というのがどうなのか、あったのか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道のほうも、やっぱり水道使用量が増えれば、それなりに排水量も増えるのですが、営業用とか、そういったところが減ってはいるのです。使用量が増えれば、維持管理負担金というのがあるのですが、これは処理場のほうに支払う。そこに支払うのがあるのですが、そこが増えてくるという形にはなるのですが、補正しなくても今のところ大丈夫ということで、補正は行っておりません。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 実際に数字上でそういうものは出せるような資料というか、何かあるのですか。例えば4か月間、コロナの影響で基本料金が免除となったのだけれども、その辺の下水道に関して、そういうふうな目に見えるようなそういうのがあるのか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ちょっと担当のほうに確認して、資料が作成できるかどうかというのは確認して、もしできるようであれば提出したいと思います。

○宮城克 委員長 ほかに委員の皆様ございませんでしょうか。なければ、そのまま進めてまいります。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 細かいところなのですが、11ページの下水道建設負担金なのですが、これは県の措置に対する積立てなり、この572万9,000円の増額補正なのですが、これは県からそういった通達みたいな形で来て、市としてはこれにそれに応じる以外に、多分そういう手だてはないのだろうなと思っていますけれども、ちょっと御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 これにつきましては、今宜野湾浄化センターの建築中ですが、それに対する費用負担になっています。なぜここに宜野湾市も払わなければいけないのかというのは、向こうに処理していただいているという関係がありますので、そこは宜野湾市だけではなくて、そこに流している市町村が全部負担しているのです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 それは、だからその通達に基づいてお支払いするのか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 県のほうからこれだけの建設工事費かかりましたので、これだけ支払いをお願いしますということで来ております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、その前のページの10ページの企業債で、その分の570万円が補正組まれているのですけれども、ほんの少し2万9,000円ばかり差異がありますけれども、これは大体そのような形で大ざっぱな計算でやっていらっしゃるということで考えていいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この企業債とか、そういったあれは10万円の切捨てという形になっています。

○宮城克 委員長 あとはよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第11号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時33分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時40分)

【議題】

議案第5号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第5号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第5号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。ということですので、先ほどお配りされております資料も目を通されながら、質疑がある委員は挙手でお願いします。宮城司委員。

○宮城司 委員 今回の補正は、この5,574万4,000円、これ今見たら保留地処分ということで5,663万円ぐらい、土地を売っていると思うのですけれども、これ地図でいったら場所はどこなのか。あるいは、面積がどれぐらいなのかというのは、どこを見たら分かりますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 資料で、繰越しの資料に図面が入っているかと思います。その図面のほうで、保留地は宇地泊区自治会の図面からいくと左側の整備している、その部分の一面です。宇地泊区自治会の。実質3月に契約入金予定で進捗上なっていて、その歳入の金額を基金へ積み形となっています。

(宮城司委員「面積は」と呼ぶ)

○市街地整備課長 面積は約420平米です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ということは、当然今の説明からすると、保留地処分先は宇地泊区自治会ということで理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当初より自治会等々の契約関係というか、相談等を含めて、実質自治会への随意契約による保留地販売という形での手続になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 宇地泊区自治会は学供ではないのか。違うの…。

(「立ち退きでしたよね、立ち退きの補償で」という者あり)

○宮城克 委員長 ちょっと今言いかけたのですけれども、委員から学供ではないよねといったところ。認識として、立ち退き補償だったのかと思っていたのですが、どんな位置づけになっていますか。市街地整備課長。

○市街地整備課長 確かに旧公民館は区画整理の換地部分等で立ち退き補償になっています。その補償した部分で現在建っているところの建設が行われている。換地をいただいてです。それに伴う敷地が小さくなる形で、その工事に一応保留地を随意契約でということでの手続を一応進めているところです。今回使用収益開始のめどが立ちましたので、現段階の単価でもって契約締結を今行って、3月の暮れに入金する予定で今進捗上なっております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 以前から隣地との擁壁というのですか、それをちょっとそのことの問題というか、どう解決したのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 何回か足を運びつつ、担当のほうに誠意を持って説明した結果、工事が完成する予定となっております。ただ、あとは少し敷地内を触る予定があるのですけれども、そういったのを含めて今回繰

越しの手続をちょっと予定しています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 敷地をどうするのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 工事の影響で触っているものですから、それをまた復旧して、戻す形で、まだ工事が少し残っている状況です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 1つちょっと気になった点があったのですけれども、現段階の価格で処分をした。宇地泊の郷友会とかになるのですか。

(市街地整備課長「自治会」と呼ぶ)

○又吉亮 委員 自治会に。これは、この保留地処分する場所というのは、処分するときの当時の価格なのか、それとも処分時の価格になるのかというのは、これは決められるものではないのかどうか。例えば以前から換地して、宇地泊公民館が移ります。この場所に保留地ができたときに駐車場とやるのだったら、その当時の価格で購入することをそのときで決めて購入するのか、それともしっかりと固まった上で、そのときの価格になってまた販売するのかというのはどういうふうになっていますか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 実際区画整理事業の中で保留地処分する時点は、販売する時点の価格でもってという形でうたっております。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時49分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時52分)

○宮城克 委員長 今までのものも踏まえて、いま一度確認したいことがありましたら挙手をお願いします。建設部次長。

○建設部次長 ちょっと補足いいですか。勘違いされている方もいると思うのですけれども、ほかの施設と宇地泊が違うのは、土地も建物も自治会のものです。ほかの施設で違うものは、建物は逆に市のものとか、土地も市が購入したとかという形なものですから、指定管理を市が条件として提示しているのがありますので、宇地泊は完全に土地も建物も自分たちで所有しているものですから、市からの指定管理ということはないということです。

○宮城克 委員長 自治会という位置づけには変わらないと。建設部次長。

○建設部次長 自治会という一つの組織でもって全て運営できていることを御理解ください。

○宮城克 委員長 そういことですね。了解です。よろしいですか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 繰越明許に係る理由の中で、管理の予定表では8月下旬を予定というふうなことで記載されておりますが、地図が添付されている3枚目の中では4月の末というような予定になっているのです。これは、4か月の差は何なのだろうというふうなところの説明をお願いしたいのですけれども。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今地区外の青塗りのものと赤塗り、黄色の部分がございます。黄色の部分が倉庫、今現在市の所有の書類等を置いている倉庫がございます。これに関して入札等を含めたら、大体8月までには完了するのかなという形で、今段階での一応スケジュールではやっております。ほかは、今4月をめどに終わらす予定という形になっています。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

では、審査中の議案第5号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

このまま続けます。いいですか。

(「はい」という者あり)

【議題】

議案第9号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 では、議案第9号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

お諮りいたします。議案第9号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。宮城司委員。

○宮城司 委員 これもまた12億円、保留地、昨日の議場で琉大が買わなかったからということだったと思います。今地図を見たら、西側の部分が琉大の用地ではなくなるということで理解してよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 当初琉大さんが購入予定であった約1ヘクタールの保留地だったのですけれども、予算の都合上等も含めて、現在は琉大さんの予定地ではないという形で、一般公募等を含めた形での事業に対する保留地の今後の公募型を含めた形で今考えております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 公募型というのは、また新たな施設をとということか、それとも一般に分譲してという、そこまでも全部ですか。どの方向性なのか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 一般というか、この西普天間住宅地区のいろんな計画、琉大等を含めた形でのポータブルなまち等を含めた形での企業等誘致等を含めた形での公募、今から上げていくのですけれども、そういった名目での施設利用ができるかということの研究しながら、そういった形での販売になっていく予定です。

あと、又吉亮委員から資料要求があった保留地の図面を見ていただければ位置等分かるかと思います。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 ちなみに保留地の場所なのですから、今回取消しになったのは、いつ頃売却取消しになったのでしょうか。要は、もう購入しないよという、向こうの決断が出たのはいつか、ということです。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 琉大さんもやっぱり国の補助を受けつつ、購入等を計画しておりまして、令和元年の暮れ頃に情報等は入ってきている状況でございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 令和元年の暮れという、約1年3か月前という……

(市街地整備課長「令和2年3月」と呼ぶ)

○又吉亮 委員 今年の3月。

(市街地整備課長「予算確定が、国の予算確定でもってなっていくますので」と呼ぶ)

○又吉亮 委員 では、令和元年の暮れ、令和2年度の……

(市街地整備課長「令和2年3月です」と呼ぶ)

○又吉亮 委員 もう1年3か月前ということですね。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 はい。ただし、予算は令和元年の10月に。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ちょうど1年前に国の予算が国会審議を経て、要するに査定になっているわけです。その情報をつかんだのがそのぐらいの、国会の審議で決定した額でもって私たちも把握したと。当然琉大さんも把握したと。ただ、確定ではないものですから、もしかしたらまた途中で、年度途中で増額しながら国家予算を審議して、追加補正をして、もしかしたら購入する可能性もあると。取りあえず琉大さんとしては購入予定ではあったのですけれども、やはり国庫補助の意味合いから、ここはちょっと外したほうがいいのではないかと議論の中で省かれて、令和2年度中にいろんな模索はしたはずなのですけれども、やはり買うことを断念したというのは、正式には令和2年度中にあったということで御理解いただければと思っています。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、確定したのは、令和2年度中なのですから、今年度の何月頃だったのですか。要するに私が聞きたいのは、この年度末の3月補正にこれを上げてくるというタイミングそのものがどうなのかと、この12億円という額が。なので、確定したのがいつで、やむを得ずこの3月に上げざるを得なかったのか、もう12月でやっていたら、その後の事業とか、この年度末に12億円という数字が、増減が出てくるのかどうなのかというところなんです。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的に区画整理事業の場合は3月で最終的に確約というスケジュールの下で、12月、

9月で分かっているけれども、その都度やるわけではなくて、最終の3月で基本的に上げて、不用額等々で落としています。また、西普天間住宅に関しては歳入が相当大的な歳入を予定してしまっていて、歳出上はもともと予定がないものですから、その金額上、本来問題なく、歳入のみになっている状況です。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今回の答弁を聞いての確認ですけれども、この保留地面積の公募販売予定が時期未定となっ
てはいるのですけれども、特に大きな歳入がなく、この保留地の歳入がなくても、工期に関して、要は保留
地処分ができないから工期が進まないというような影響はないということの認識でいいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 実質上財源はあるものですから、基本的に保留地販売、この1ヘクタール予定も令和4
年以降に一応販売計画でもって事業進捗を図っていくという形で考えております。

琉大さんがもともと最初購入するので、一括購入で考えて、歳入を組んでいたわけで、基本的には歳入の
上でも琉大さんが次年度ねという話になると、その次年度のまた価格でもって販売計画をやる予定で組んで
います。ただし、歳出はそれ以上の額というのは歳出予定ができないものですから、あくまでも歳入が入っ
た場合は基金に積むだけ。予算を積んでいく形になります。それから崩しながら次年度計画での歳出予算に
充てていくという形のスケジュールで、現時点ではこの1ヘクタールの歳入が今12億円なくても、ここ2～
3年は整備に問題ないという形で予算を確保しております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 現時点では問題ないのですけれども、最終的にはこれを処分しない限りは、この事業が完
了はしないということの認識ですか。それとも、保留地処分をしなくても完了はできるのかどうか。そうし
たら、どこに影響が出てくるのか、その財源的なものは。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的には、保留地処分金でもって、補助でもって事業を完了させる予定になっていま
すので、あくまでも1ヘクタールと、保留地は全て販売しないと施設整備ができないという形になってきま
す。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 保留地処分をしていたら、基金のほうに積立てをすると。では今後保留地処分が売却でき
て、入ってきて、基金のほうに積立てをしていく。そこから取崩しをしながら事業を今後進めていくとい
うようなことよろしいのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 基本的には区画整理事業の場合は、全部保留地処分金等々を活用しながら、足りない分
は一般財源を入れていくという形での事業になっていますので、また保留地処分金を含めた補助金を完了し
つつ、その後市の単独予算が入ってくる形になっています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 この1ヘクタールという当初の予定から少なくなるわけですか。要らない、琉大が買わな
くなった理由というのはどういった理由なのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○**市街地整備課長** 琉大さんがこの約12億円の予算が工面できないために、一応購入を断念しているという形です。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** ということは、また別の言い方をすれば、これだけの1ヘクタール引いた分だけの面積でも成り立つというのですか、必要なかったということで理解してよろしいのですか。

○**宮城克 委員長** 市街地整備課長。

○**市街地整備課長** 当初敷地を購入して、いろいろ宿舍等の施設を造る予定だったのですが、予算を見比べた結果、琉大さんとしてはどうしてもこの部分に関しては購入ができないという形で、事業側とすれば、特にこのまま1ヘクタールの保留地を今後また競争等々を含めて歳入で持っていければいいのかなということで考えています。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** この場所のことなのか、ちょっと分からないのですけれども、何か感染症対策研究所というのか、そんな話も伺ったことがあると、こういうのもあるのですか。聞いていますか。

○**宮城克 委員長** 市街地整備担当技幹。

○**市街地整備担当技幹** 新聞報道にもあったと思うのですが、金曜日ですか、国の予算委員会の中で取り上げられたとお聞きしています。その情報しかいただいていないのですけれども、文科省のほうからそういった感染症対策がケアできる施設を計画してもらいたいというのを受けて、琉球大学さんは文科省からのリクエストに答えられるように、今現在病院以外の研究棟も含めて配置計画を改めて見直しを行うということでお聞きしていますので、まだ確定した情報は市には来ていないのですけれども、そういった感染症対策に資する施設を別途設けていく方向で、今後病院以外の施設の設計ですので、来年度以降ですか、設計を行っていくというふうにはお聞きしております。まだ確定した情報というのは正式に市には入ってきていないのですが。

○**宮城克 委員長** 市街地整備課長。

○**市街地整備課長** 現在の敷地内での考え方、この1ヘクタールではなくて。敷地内での計画です。

○**宮城克 委員長** 委員長から1点だけ。もともと予定されていた土地ということですがけれども、今ある琉大の計画があるではないですか。病院棟があつて、例えば駐車場、宿舍、レク施設、その他広場とか。例えば当初その周辺の自治会などに対して、周辺住民に対して、建設に対する理解をいただくために、例えば体育館とか広場とか、そういったもののレク施設をいわゆる地元に還元する意味で、利用できるようにというふうに地域との相互理解を求めていきたいというような説明があつた上で、地域は工事に対する合意をしたはずなのです。そういったものが、今回の保留地処分ができなかったというところに、そういった計画の変更というのが実際にあるのか、確認させてください。言っている意味分かりますか。市街地整備課長。

○**市街地整備課長** 基本的には、学校施設は琉大さんの敷地の中にグラウンドとか体育館とか駐車場の施設整備の計画がございます。その1ヘクタールに関してはほかのものを、琉大さんの施設のものを建設予定ということであくまでも動いていた経緯がありますので、問題ないかと思えます。

○**宮城克 委員長** ありがとうございます。よろしいですか。伊佐哲雄委員。

○**伊佐哲雄 委員** この計画は、これから公募販売というふうな予定ということでありましたけれども、琉

大さんが来て、一般的な考え方からすると、価値の向上、価値が上がっていくというのが一般的な考え方だと思うのですが、今12億円で価格を、それも歳入が足りなくなるというふうなことですけれども、将来的にこの12億円ではなくて、もっと見込めるというふうな、担当課として将来の見込みというのとはどのようなお考えを持っていていらっしゃるのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 やっぱり将来を見据えた形というのが、この保留地の先ほど説明した売る時点の時価の価格でもってという形になりますので、市場価格の変動に伴って販売をしないとイケないと。ただし、そういった形で市場が波打った際には、また工事の事業料とかが同じく上がったり下がったりするかと思うので、そういった関連する意味からは、多分問題はないのかなという形で一応今現時点ではそう認識しております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 問題があるかないかというようなことがどういうことか、よく分からないけれども、今12億4,000万円ですが、それが例えばあと2～3年のうちには13億円にも14億円にもなる、そのような資産価値のある保留地だというふうなお考えでいらっしゃるのか。皆様方の将来予測というのかな、どう考えているのか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 市街地整備課長が話したとおり、その売る際の時価変動で決まりますよ。ただ、やはりポテンシャルが高い土地ですので、もしかしたら価格競争になった場合、幾ら公募だとはいっても、価格競争での指標もありますので、必ずしもその条件で売り出そうとは限ってはいないのですけれども、確かにここに来たいという方はどこまで出せるかというのも、また算入する、公募する、入札かける業者がどれだけ積めるかというのもあるのですけれども、個人的には上がるのではないかなと、12億円よりは。ただ、やはりそれは言い切れない話ですので、下手したらいろんなコロナの影響とか、いろんなもので地価というのは下がりがつあるというのもちよっと聞いていますので、社会情勢では。ですので、はっきり言えないというのが本音ですので、その辺御理解いただきたいと思います。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 琉大が買わなくなった保留地に、もともと何を造ろうとしていたのですか。

○宮城克 委員長 改めてまたお願いします。市街地整備課長。

○市街地整備課長 琉大の宿舍の計画を建てる予定で、流れ的に話は動いていた状況です。ただ、今おっしゃるように、この1ヘクタールが購入できない形で、今後また琉大さんはどちらかの施設でなのか、そういった宿舍を構えるのかという形になってくるかと思えます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 実際もう琉大は買わないだろうという認識になるのですよね、宜野湾市としては。今後時期は未定だと思うのですが、もう今後は琉大以外のところに完全にシフトというか、琉大はもう買わないものだと思って動いていくということではないのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 琉大限定ではなくて、当時はやっぱり琉大さんがその施設が欲しいという形から保留地の販売の予定でありました。今後は琉大さんが購入できないという形になっていますので、今後はまた1ヘ

クターの施設に対してどういった施設を活用できるか、そういったのを含めた形で全体的な公募を行いながら販売をしていくという形になります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 繰り返しになるかもしれませんが、その公募の場合、先ほど言っていた一般の住居とかではなく、あくまで病院のすぐ隣のそばに適切などいうのですか、そういった宜野湾市としてそういう判断をしながら公募をかけて、ふさわしいというか、そういう判断をして販売していくというようなスタンスということよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりでございます。誘致を含めた形で提案等をもらいつつ、また選定しながら判断していく形で今動いている状況でございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 資料についてちょっと。本会議で又吉亮議員が、これは第1号保留地についてということであるのですが、これは琉大の敷地はこの図面でいうところ、こっちの保留地のところだけ。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 保留地が2筆あったということの1筆は買ったけれども、1筆は買わなかったと。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、この中で、先ほど例えばエネルギー施設がどこだとか、宿舍がどことか、そういった資料ももらえますか。配置図面は持っているか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 琉大さんのホームページに載っていると思います。細かい変更があった分に関してはまだ載せていない可能性もあるのですけれども。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 エネルギー施設というのが、住民側に寄ってくるという話を聞いたのですけれども。

(市街地整備課長「県道側にもともと予定されていますので」と呼ぶ)

○宮城司 委員 これがもっと動くのですか、県道側に。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 あくまでも施設の若干の動きがあるという考え方だと思うのですけれども。

(宮城司 委員「ホームページを見てみます。以上です」と呼ぶ)

○宮城克 委員長 いいですか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 進めましょう。

では、審査中の議案第9号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時20分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時35分)

【議題】

議案第31号 西普天間橋梁上部工工事請負契約について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第31号 西普天間橋梁上部工工事請負契約についてを議題といたします。

議案第31号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 本会議のときもあったと思うのですが、この工事ですが、すごく高度というか、難しいので、県内の業者にはこれができるところがなくて、組合というか、そこに宜野湾市のほうから確認して、紹介された企業というのがこの16社ということではよろしかったですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりでございます。説明していきたいのですが、実は鋼構造物という工種の中でニールセンローゼ橋という橋梁の上部工の施設となっています。今回インジヤーを本来またぐ、保存しないといけないという形から、約100メートルの区間を一気に飛ばします。その施設の整備をする際に当たって、この工法、工種が、このニールセンローゼ橋となっています。県内でもこの建設がまだない形になっています。県外でもめったにない工種となっていて、今回本来宜野湾市に登録されている業者の中で、この鋼構造物等を含めた形で持っている市内業者がおりません。そういった含めた形で精査した中で、日本橋梁協会という企業、登録の中から県内8社、残り県外8社が宜野湾市に一応登録の受付に入ってきております。そういった形から16社を選定した中で、今回入札等を含めた形で進捗が図られている状況となっております。以上が説明になります。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 協会に登録しているのがこの16社ということなのですか。もっとたくさんある中で、この16社に絞ったということなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 本来登録は30何社かございます。ただし、この同じく私どもが、宜野湾市が発注する施設の整備をやった実績があるかということ調べました。その中で選定した結果、この16社。本来17社ありますのですが、親子会社等々となっている会社もありましたので、そこは1つという形で16社に選定し、大体基本的には13社とか12社を指名していくのですが、こういったまれなものを含めた形で、入札はあくまでも5社以上となっておりますので、そういった観点から16社のほうに登録していただいたので、

そこを全社指名した形で競争の関係となります。以上です。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。もう一点、全体の工事の中で地元の企業ができるものもあるというふうに本会議の中で答弁されていたのですが、そこに関しては地元優先で発注しますというふうに答えられていたと思うのですが、これについては地元優先で発注するというふうには答えられていたと思うのですが、例えば業界としてというか、これがいいのか悪いのか分からないのですが。質問というか、地元の企業に対して全体的に発注をかけて、地元の企業がこういうところに。いわゆる今宜野湾市の企業が下請になっているのです。これは逆になることはできないものなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 先ほども説明したのですが、基本的に地元企業にこういった技術者がいない。技術者がいない中に発注すること自体が基本的に難しい。ただし、ある程度地元企業も活用してくださいね、あくまでも下請にしなさいという形では言えないのですが、そういった形で必要があればという形になっています。ただし、あくまでも内地企業になっていますので、やっぱり地元の業者も紹介してくれとか、そういったのは多々話がありました。その中で地元のどうしても作業をする際には、現地での作業の観点から必要であれば、地元の業者を活用しながらやっていきたいという流れで一応話は聞いております。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 補足で。先ほど議場で石川部長のほうが県内というか、市内企業にも発注していますよというものは、これ今上部工なのですが、昨年の議会案件で下部工については市内業者が受注しておりますので、そういうすみ分けはしていますよということで、どうしてもコンクリート主体の工事になるものから、下部工は。要するに両端の橋をのっける架台です。この架台のほうは地元企業ということで選定しながら受注してもらっています。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 1点だけ質問させてもらいたいのですが、今回16社を一応見積りして、この16社のうち辞退が4か所ですか、せっかくそういうので入札をお願いしたが辞退ということで、その辺の理由、その辺はどうですか。

○宮城克 委員長 契約検査課長。

○契約検査課長 辞退の理由としましては、全社技術員の配置ができないということで辞退届が提出されております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 入札する前にそういう技術員の確認とか、そういうのはこのぐらいでお願いという形でやっているのか。ちょっとお伺いしたい。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 本来技術者は全ている形で指名されたのですが、今回議会でもそうだったのですが、全体予算が変わったために債務負担の予算額を変更しました。その観点から、やっぱり当初発注していた時期を見据えて技術者、契約の場合に債務負担、3か年債務負担で技術者を縛ります。そういった観点から、ちょっと発注の時点が遅れたために、ほかの内地での工事の入札等がありまして、そこに入札している段階で技術者の配置が難しいという観点から、辞退された業者はそういう理由となっております。

○宮城克 委員長 要は、会社単位ではないのですね。ある意味管理技術者というか、実績を持っている技術者の配置というところですね、その点は。要するに沖縄の工事もそうですけれども、もしかしたらもっと大きい工事を狙っていた可能性もある。ましてや、出されている状態かもしれない。要するにこれは外せないとか。そういったものですね。もろもろ含めての辞退ですね。

(市街地整備課長「そういうことです」と呼ぶ)

○宮城克 委員長 委員の皆さん、ほかに質問ございませんか。

(委員長交代あり)

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では、結構こういう声もあったのです。要は、本件単独の発注になっていますけれども、橋梁そのもの、上部工そのものは県内業者、市内業者にいわゆる取扱いできる技術者がいなかったとか、技術者が配置できないというところで指名ができなかったというふうな説明がありましたけれども、あくまでもこれだけの金額ではないですか。要するJVを組めなかったのかなと。こういう声が結構あるのです。その辺の本音、ちょっと聞きたいのですが、これ答弁できます。要するに単独工事になっているけれども、何でJV組めなかったの。要綱の中に市内業者を必ず入れるとか、何でなかったのかな。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 出資法で6対4とした場合に、この4で出資したときに、構成に入るときに、この4割の工事できるかです。要するにニールセンローゼ橋というもので実際技術で何が入れるかといったら、入れるのが上の舗装工事ぐらいが、もしかしたら数%のものしかないものですから、こういう出資割合を出させてJVを組むという手法に合致しない。要するに通常、大型案件で、金額が大きくてJVで発注する造成工事がそうだったのですけれども、あれは市内業者でスクラムを組んで、土工事ですので、それは出資割合に合って、技術もできるし、出資もできるという捉え方のくくりでJVを組まずのです。今回やっぱりこういう橋梁というのは、出資するからにはやはり何らかの技術提携ができないといけないという縛りがありますので、それが参入できていないというのが一つの原因ですので、ただ入ればいいという感じでのJVでは組めないですよということで御理解いただきたい。

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 例えば極論でいうと、極論ですよ、本当はないのですけれども、例えば出資割合が2社JVで9対1であったとしても、今回はその1にも該当するようなものがなかったという理解でよろしいですか。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 出資割合で9、1という量がなくて、最低でも2、8とか、ですので……

(宮城克 委員「そんな極端なものはないではないですか」と呼ぶ)

○建設部次長 ないということです。もう舗装ぐらいしかないのです、地元企業ができるものが。

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 要は、そのぐらいだと、JV組む必要性がないということですね。

(建設部次長「難しいと」と呼ぶ)

○米須清正 副委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今宜野湾市の共同企業体に関する要綱の中に、どうしても7対3、最低3割以上というのがございます。それで、今回工事の趣旨というか、整理比率の場合に1%しか割合ができない形になっています。そういった形から、3割が満たない分に関してはこのJVというのが組めない状況になっています。実質上、このJV方式の中でも甲乙というのがありまして、先ほど次長が説明した乙に関しては、そういった出資等で割合を決めつつ、JVを組む方式がございます。ただし、宜野湾市は乙型のもので7対3という縛りがありますので、そこに関してJVは現実でこの区間に関しては組めない状態です。もしくは、下請で入ってくださいと言うしかちょっとない形になっています。

○米須清正 副委員長 建設部次長。

○建設部次長 要するに親の取り分が少なくなるのです。させられないのに、その分を捨てる形になるものですから、親が。どうしてもやっぱり親としてはできないよねと。できる業者がいたらいいのですけれども、その辺の線引きが難しいところですね、JVは。

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 総括すると、要するに今回単独で出されました。市内業者を含んだJV方式ではなかった。その理由の内容が、いわゆる工法的な、技術的なものに対して、そこに寄与できるものがなかったということだと思います。

(建設部次長「そうですね、御理解ください」と呼ぶ)

(委員長交代あり)

○宮城克 委員長 多分周りも聞かれたりすると思うのです。何でこれ単独なの、それも県外でというのが出てくると思うので、各委員もそういうふうに聞かれたら、それで説明してあげられたらいいのかなと思います。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 その縛りを教えてください。業界の取決めルールみたいなあれは、そういった法律みたいなものがあるのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 7対3の話ですか。これは財務規則規定であります。

○宮城克 委員長 これは要綱か何か。建設部次長。

○建設部次長 要綱です。

○宮城克 委員長 どうします。要綱頂きましょうか、参考までに。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 分厚い資料でなければ。

(建設部次長「そんな枚数はないです。5～6枚ぐらいで」と呼ぶ)

○宮城克 委員長 すみません。要綱を頂けたら。今回の工事に対する特記なんかもあります。結構量多いですか。では、契約検査課長のところでこの要綱を資料で頂きたいと思いますので、お願いします。では、米須清正委員。

○米須清正 委員 確認だけお願いします。この橋梁上部の橋、変更が生じているみたいなのですが、補強するために。何か聞いたのですが。本件はいかがでしょうか。

(建設部次長「都計審でやっている話の変更の話ですか」と呼ぶ)

○米須清正 委員 はい。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 都市計画決定の際は、橋梁部については幅員が西普天間線の道路が20メートル道路になって、橋梁部も同様に20メートルを予定していたのですけれども、橋梁の設計をした結果、それが橋梁の部材自体がちょっと大きくなって、橋梁箇所についての道路幅員が23メートルに広がっております。その内容で都市計画決定を今回上げさせていただいて、橋梁部の設計も23メートル、橋梁の部材で設計を行っていますので、特別な変更に伴う橋梁の設計というのはなしという形で考えてもらって結構です。

○宮城克 委員長 ほかにありませんか。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時53分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時59分)

○宮城克 委員長 審査中の議案第31号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時59分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時59分)

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午後0時00分)

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時02分)

これより午後の会議を進めてまいります。

【議題】

議案第32号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(1工区)の議決内容の一部変更について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第32号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(1工区)の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第32号については、議案の提案趣旨説明を省略することとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。建設部次長。

○建設部次長 実は、この案件、昨年12月議会で議会からの提案ということで専決案件を想定していた案件です、この1工区、2工区は、当初5,000万円以内かつ1割、10%以内の額であれば専決処理して、御報告だけにとどめるということを想定はしていたのですけれども、そのときに専決の案件に対しては皆様の判断で上程してもらって、専決事項のほうの追加ということで誠にありがとうございます。ただ、こういう形で結果内諾もしてもらったのですけれども、執行部としても、当局としても頑張って、以内に収める努力はしていたのですが、やはり何せボリュームが多かったものですから、どうしても専決案件にはできずに、こういう形で上程と、議案として2件上げています。昨年の専決案件に関しては、誠に御苦労をおかけしたことをおわび申し上げます。ありがとうございました。すみません。

○宮城克 委員長 以上の説明と、折り合いも兼ねての内容でしたけれども、これに関して。では、真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 約5,143万円の追加ということなのですからけれども、以前専決事項の中に入れるのに10%以下、5,000万円以下という形で、この工事をスムーズに進めるためにそれをやったのだと思うのですが、今回これ5,000万円余り追加というか、大きくなって、議会に上程しなければいけなくなったとき、工事の遅れというか、これが議決されないで困っているというか、その辺というのはどうでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 おっしゃるとおり、実際の現場のほうはもうほぼ完了しております。先週ぐらいである程度手直しも含めて完了していますので、ただやはり変更契約を終えた後でないで完了届というのが提出できませんので、若干今から3週間程度は業者的には待っていただくという形での対応を取らせていただいております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 では、作業としては、大体スムーズにはいっているけれども、支払いをちょっと業者の方に待ってもらっているという状況ということですか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 今回のケースで言えば、3週間辺りという日数はあるのですけれども、数か月待たせているというわけではないので、それほど影響はないというふうに考えております。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 先ほど5,000万円の話をしていたのですけれども、この案件当初契約は2億円余りなのです。ですので、1割以内かつ5,000万円以内という条件になれば、2,000万円程度の増額しかできないということなのです。それを倍に、もう1割以内をとうに超えているということです。5,000万円以内か、いずれか低い額という話でした。すみません。お願いします。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 この約5,143万円をオーバーということです。この事業内容でオーバーした、どんな感じがあってオーバーしたのか。工事の内容なのか、その辺ちょっと。

(「59ページ」という者あり)

○濱元朝晴 委員 すみません。59ページにある。これがほとんどで、この5,000万円がオーバーという形で見ていいということでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 59ページの資料のとおりです。いろいろ変更点がございまして、トータルで約5,100万円の増という形になっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今の59ページの一番下の次のところで、専門的な説明を聞いたほうが多分いいのかなと思うのですが、それは幾つかありますけれども、主立ったものをその中から、いわゆる工事内容の変更があったわけです。それによって費用がかさむので、追加になったと。それは分かるのですが、ちょっと読んで少し意味が分からない。どういう工事なのだろうというのが、簡単に言えばこういうことだよというのが分かるよう御説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 まず、今回の工事は、琉大の街区、琉大の予定地の街区の一時造成を宜野湾市のほうで行うということになっていきますので、琉大の造成計画に合わせた形のある程度の造成をしていくと。その後引き渡して、大学さんのほうで病院なり研究棟を建築していくということになっております。

市のほうで、どういった状態で引き渡すかというのは、ある程度前段で調整して設計していたのですが、やはり調整していく中でまず一番大きかったのが、工事のボリュームで増えた分が大きかったのが、12月、現場視察のときにもお話ししたのですが、どうしてもやはり想定以上に軟岩が出て、それに対する小割、結局出た岩というのは場外搬出を予定してましたので、場外搬出するにはある程度30センチ以下の塊にしないと受入れ側が受け入れてもらえないものですから、それに対する、ここで書いています2番目です。軟岩小割を追加すると、これが一番大きな、金額的な面でいくと大きな金額を占めております。

そのほか大きな点でいきますと、例えば5点目ですか、赤土等流出防止のため波状管設置法を埋め戻しから単管パイプに固定変更するというのが、この地区全体で赤土流出防止の計画書を立てておまして、工事期間中、そこで降った雨を工事区域外に搬出しないというので、そうするとやはり重機であったり、重機で切り盛りするとどうしても赤土として露出しますので、それを防ぐためにそういった掘って管を固定するのではなくて、管を現在の位置に置いて据付けして、それを単管パイプで固定すると、そういった赤土対策の観点から工法を変えて、これがまた追加工事となっております。

あと大きなのでいうと、その下です。琉大協議の結果、法面保護のために小段排水溝を追加する。これも先ほど申し上げた、どういった状態で琉大さんに引き渡しするかという中で、どうしてもある程度法面として市のほうが整理を行って、それをそのまま引渡し予定だったので、どうしてもやはり琉大の工事期間、降雨による法面の崩壊とか崩落が予想されますので、それをある程度防ぐ意味で、法面に排水溝の整備等を追加したというのが次の点になります。

あとは大きなのでいうと、下から2つ目です。既設コンクリート排水路が工事で支障となるため撤去処分。

これは、これまで防衛局さんのほうで支障除去措置等で平成28年度まで行ってきていまして、ある程度地区内の排水というのが整備された状態で市のほうが引継ぎ出ています。その既設の排水路というのが、工事前までは有効だったのですけれども、今回造成工事で支障になる排水路等が出てきましたので、この辺はどうしてもやはり取壊しが、本段階で取壊しが必要になったので、この辺の撤去、処分工というのを追加しております。主立った金額的な面という変更点は以上になります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、金額的にはもしかしたら大きくないかもしれませんが。4番目のこれ取りやめるという形、ふとんかごというのは何ですか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 これは、降った雨を一旦調整池というか、掘り抜いたところに一旦集水をして、そこから水をまた下流側に排出していくのですけれども、その排出口の調整口であったり、石をある程度敷き詰めて、浄水作用も含めて効果的な排水ができるような形で、排水口に設けるフィルター的なものです。

○宮城克 委員長 ワイヤメッシュ、分かります。ワイヤメッシュでこんな四角い籠を作るのです。この中に栗石30センチ小割にした石を積めて、これを敷いて、これをフィルダー代わりにして水だけ通していく。そんな感じで敷き詰めるものなのです。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか、大体意味合いは。では、宮城司委員。

○宮城司 委員 ある程度業者と最初に契約する際に、そういった例えばこの地域だったら、こういったのが予想されるなとかいうことで、調整してからやるのではなくて、こういったのは全部追加、追加で工事としてくっついてくると理解してよろしいのですか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 工事の変更は、結構な額であるのですけれども、やはり土質調査である程度の想定はするのですけれども、要するに積算上、マックスで計上ができないのです。掘ったところが岩であったり、いろんなものがあって想定はするのですけれども、やはり経費をまず積算する際にマックスではなく、ある程度中間ぐらいの、標準設計をする際はマックスではなくて標準的な工法でもって積算するものですから、ましてやまた地下に埋まっている岩の話なものですから、表面上に表れているものだったらカウントしやすいのですけれども、どうしてもやはり目に見えないものでの作業工程をしながらの確認しかできないものもありますので、そういう要因が大きいのかなと。ある程度の想定はするのですけれども、そういう形で当初の設計からもちょっと盛り込むのは積算上難しい。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、今例えば現段階で分かっているのがこれだけとしたら、またこれから工事を進めていく中で、またいろいろそういったのが出てくるということも考えられるわけですね。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 この工事についてはほぼ完了に近いということで、大きな工事はもうないので、変更することはないのですけれども、これからまた発注した案件に関しては、そういう想定は当然出てはきます。

○宮城克 委員長 よろしいですか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 教えていただきたいのですけれども、入札する段階で今標準的なものを積算するというこ

とだったのですけれども、入札する業者の方たちは例えばこういったものもあるだろうということで積算して入札額を出しているのか。そうしたら、どうしても額は入札したときの積算した制限価格よりも多く見積もって出すというのがあるではないですか。市のほうで積算している標準のものというのは、入札する業者をどういうふうにしているのですか。最低制限価格と本当に今僅差ではないですか。なので、その辺はどういうふうな、工法の提示の仕方というのは。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 数量自体は公表をすることになっています。それと、工法です。どういう土質かも、粘性土が何立米、軟岩なら何立米という形で積算しやすいように、公表は当然予定価格はされていますので、それに当然近い形で逆算しながら業者は最低制限に近い形で、オミットにならない、下げ過ぎない形でしていますので、予定価格も公表はしてありますけれども、こういう数量も公表はしながら、積算しやすい形で、誤計算が起きないような形での現場説明なり資料提供しておりますので、それは変更を見込んで入札する云々ではなくて、与えられた数量及び形状とか土質状況によって積算しているという形です。

○宮城克 委員長 要は、特記に記載されている内容でみんな積算もしていくと。要は、今回の土工に関しては切って、地中埋設なので、そういうことです。見えないものに対して積算はできない。そして、現説のときに特殊仕様書で条件になっていると思うので、それに準じて多分積算をしていると。建設部次長。

○建設部次長 ボリュームを出している。ボリューム及び工法と土質状況もお示ししながら、各立米数に合った積算方法が違いますので、そういうちょっと項目だけを変えて提供はしているという状況です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、これは進めていきましょう。

では、審査中の議案第32号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第33号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（2工区）の議決内容の一部変更について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第33号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（2工区）の議決内容の一部変更についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第33号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。ここでも先ほどと同じように64ページの下の変更理由とかが書かれていますので、その辺も目を通していただいた上で質問されたらいいかと思います。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 一番かかった、増額になった部分の費用として、岩を、軟岩を小割する作業というのは、こっちも入っているけれども、実際この1工区と2工区でどのぐらいの範囲の地盤というか、どのぐらいの量というか、どうなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備担当技幹。

○市街地整備担当技幹 1工区のほうで、量で8,750立米、1工区分で、8,750立米の小割が出ております。今議案の2工区については1万2,000立米の小割の掘削が出ております。両方で2万立米です。

(真喜志晃一委員「どのくらいなのでしょう」と呼ぶ)

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 1メートルの2万平方分の面積。

(「1メートル、1メートル、1メートルの2万個分」という者あり)

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 2万平米といたら、大体学校敷地ぐらい。運動場の2倍ぐらい、学校の。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司委員 これは外に出さなければいけないという法律はあるのか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 要は、中で処理ができない。埋め戻しに使用できないのです。また、それからの琉大もまた床掘りとかしますので、それで逆に埋めていきますので。要するに基礎が入る分、土がまた出ますので、今後。これで埋め戻しするとか。

(「休憩中」という者あり)

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時24分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時30分)

○宮城克 委員長 ほかに質問はございませんでしょうか。

(「ありません」という者あり)

○宮城克 委員長 では、そのまま進めていいですね。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第33号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時30分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時36分)

【議題】

議案第25号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第25号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第25号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。一旦目を通していただいて、質疑があれば挙手でお願いしたいと思います。新旧対照表もお持ちでしたら参照していただきたいと思います。大丈夫ですか。もしあれでしたら、また会派室に取りに行かれても構いませんので。

(「議事進行」という者あり)

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時38分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時42分)

○宮城克 委員長 では、委員の皆さん、質疑があれば挙手にてお願いします。米須清正委員。

○米須清正 委員 新旧対照表の7ページの真ん中ぐらいかな。1件につき300円で、さっきの端末機ですか、これを使ったら200円ということで、この端末機というのはマイナンバーカードで入れるのか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 窓口であれば300円で、マイナンバーカードを使ったキオスク端末等、そういうのであれば200円ということです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 関連するか分からないのですけれども、窓口は300円で、カードを使って機械でやったら200円。カードを使う機械は、今1階に新しくできましたね。これが、窓口に並ばれて取る場合は300円だけれども、自分でマイナンバーカードを持っている人はあっちでやってくださいと促したら200円という意味でいいのですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 では、今後住民票を取りに来られる市民の方には、毎回毎回300円払ってもらって住民

票を取られる方は、多分マイナンバーカードを持っていない人だと思うのです。作ったほうがいいですよみたいな案内というか、そういうことはしていく予定なのですか、安くなりますよみたいな。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 こちらとしては、国の政策で令和4年度までにまずほぼ全国民にマイナンバーカードを持ってもらうという施策がございますので、こちらは常日頃から案内しているところでございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 多分基本は今までもマイナンバーカードを今後持ってくださいと、すごく案内されていて、やっと今20%超えまで来たのですね、2割。なので、多分マイナンバーカードを作るメリットというのを感じていない人が、まだ作られていない8割の人なのかなと。または忙しいとか。ということであれば、住民票のいわゆる毎回300円出すときに、安くなりますよと言って同時にそのときにも案内して、隣のマイナンバーカードを作るブースというのですか、そこに促すような何かをやられたら、もう既にやっているのですか、そういうのは。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 特に毎回やっているわけではないのですが、チラシ等を窓口においてありますので、それを案内したりはしていますし、マイナンバーカードを持っている方において、申請したりとか、そういう方においてはキオスク端末で安くなりますよと案内はかけている。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 提案で、メリットを感じていないから、多分替えられていないと思うのです。なので、そこで300円、実際に券売機で買ってやってもらうときに、一緒にチラシを置いておくのも当然ですけども、同時に何か一声添えると、多分もっと普及するのではないですかというふうに思います。以上です。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 今後そのような形で、またこちらとしても検討してまいりたいと思います。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 ちょっと1点だけ教えてもらいたいのです。一応マイナンバーは、カードが来ます。カードがなくて、マイナンバーの番号を持っている人もいらっしゃいますね。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 通知カードのことだと思います。平成27年に全国民に配布された通知カードがございまして、多分そのことを今おっしゃっているかと思います。

(「住民基本台帳の」という者あり)

○宮城克 委員長 いいです。質問してください。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 これとマイナンバーの番号というのは違うのですか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 このマイナンバー通知カードにある番号がそのまま使われます、マイナンバーとして。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 今300円と、窓口行ったら300円、機械が200円。この番号をカードを持っていない人が受付に行った場合に200円のできるのか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 いえ、それはできません。あくまで国はマイナンバーカードを作ってくださいという推奨なのです。このカードにおいて今後は普及させていって、例えば運転免許証であったりとか、あとは健康保険証とか、そういったものを使わせたい。今キオスク端末等で安くしているというのは、普及させたいがためにこういうふうにしてくださいということで各都道府県に通知が行っているのです、市町村に。だから、いずれもしかしたら同じになるかもしれませんが、それはちょっと分かりません、こちらとしては。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 分かりました。自分は持っているのですが、家内が番号だけしか持っていない。早めに切替えるように指導しますので。以上です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 ちょっと僕もよく分からないのですけれども、今新旧対照表8ページの11の2は削除と、1件につき500円、この行政手続における特定の個人を識別するためのという、これ削除とあるのですが、このところを説明してもらっていいですか。新旧対照表8ページ、11の2です。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 通知カードがなくなるということで、それに伴って通知カードは実際再交付するために500円の手数料が発生していたのですが、通知カード自体が廃止になりましたので、今後においては通知カードは発行できないのですね、再交付が。それで、この部分は削るということです。

令和2年5月24日までは基本再交付はできたのです。ところが、5月25日からはできませんよというふうに法律が変わったものですから、法律が変わったということは、手数料条例においてもこの項目自体削除しなければいけないので、ここに加えていて、500円で再交付できたものができなくなりました。その後は、個人番号通知書というものになりますよということになるのです。今後例えば生まれた方がいらっしゃいましたら、そういう方は今までは通知カードというのが送られていたのが、通知カードではなく、個人番号通知書というのを送ります。それでをもって申請してくださいということです。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 直接関係するのかわからないのですけれども、見解をお聞かせいただきたいなと思って。例えばマイナンバーカードの普及が、先ほど言ったように国が推奨する99.9%になったとき、この手数料というのは発生しますか。そうなったときは、例えば全てのものにおいてこういったデータというのは行政間でやり取りして、要はそれぞれ国民が発行しないでもいいというような。そうしたら、この手数料条例が後々なくなっていくだろうというような。見解をお聞かせいただきたいなと。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 今何とも言えないのですが、基本はデータをこういうふうに発行するに当たっては、手数料自体はなくなるには思いますが、それがどういう形になるか分からないのですが。そうすると、多分市町村の歳入減りますので、多分なくなることはないとは思いますが。ただ、それが窓口に来なくても全てこういったのでやり取りが。例えばスマホに今後入る可能性もあって、スマホで取得ができます。それを例えば窓口に行ってみせることができるかどうか分からないのですが、そういったものに対しては多分手数料としてスマホから決済で手数料が払われるような仕組みとか、そういうふうになるかもしれないのですが。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 窓口と、それから交付機によって料金が変わるという形ですけれども、マイナンバーを
実際申請して持っていらっしゃる方が役所に来て、この機械の操作がよく分からないといったときに、それ
を隣で教えてくれる方がいると安心して、その後この機械を利用するということが多分なると思うのですけ
れども、大体高齢者においては機械は慣れていないというのが一般的だと思うのです。それは、例えば役所
の窓口で申請した方が、実はマイナンバーを持っているのだけれども、カードを持っているのだけれども、
使い方が分からなくてというようなことが本人から告知があれば、それは例えば誰かが来て、そばで教えて
くれるというようなこともやっていらっしゃるのですか、今まで。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 通常コンビニ等にあるキオスク端末等ではそういったのはやってはいないみたいなのですが、
やはりどうしても今おっしゃったみたいに役所ということの組織でありますので、こちらとしては今2月
17日に実際設置はされております。市民に対しての本格稼働は3月1日という形になってはいますが、これは
IT推進室と市民課、税務課、あと委託している国和システムさんでございまして、そこを調整をしまして、
きちんと対応できるようにしております。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 この機械は、役所だけではなくてほかのどこどこに入っているか、ちょっと教えて。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 基本ファミリーマートとかローソンとかセブンイレブンとか、そういったところには入ってい
ると聞いております。あと、役所で入っているのが糸満市、うるま市、宜野湾市、この3市になります。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 同じようにファミリーマート、ローソンとか行ったときに、向こうは手伝いをやってく
れますか。

○宮城克 委員長 市民課長。

○市民課長 店舗によってはやっているかもしれませんが、基本的には操作というのは委託に入っていない
らしいのです。ところが、今言ったようにサービスの一環としてやられているところもあるというふうには
聞いております。

○宮城克 委員長 200円ですか、コンビニも。市民課長。

○市民課長 すみません。これは、手数料条例でなっております、市町村によって違ってはいますので、200円
のところもあれば300円のところもあります。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後2時57分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後2時58分）

○宮城克 委員長 審査中の議案第25号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思ひます。こ
れに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時59分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時01分)

○宮城克 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は3月4日午前10時から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。御苦勞さまでございました。

(散会時刻 午後3時01分)

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年3月4日（木） 2日目

午前10時00分 開議
午後 3時21分 散会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 宮城 克 |
| 委員 | 濱元 朝晴 |
| 委員 | 又吉 亮 |
| 委員 | 伊佐 哲雄 |

| | |
|------|--------|
| 副委員長 | 米須 清正 |
| 委員 | 宮城 司 |
| 委員 | 真喜志 晃一 |
| | |

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（10名）

| | |
|----------------|--------|
| 上下水道局長 | 新垣 勉 |
| 水道施設課長 | 高宮城 淳 |
| 総務企画課 経理係長 | 喜友名 達矢 |
| 市街地整備課長 | 比嘉 徹 |
| 市街地整備課 計画係長 | 永山 拓朗 |

| | |
|-------------------------|--------|
| 総務企画課長 | 玉元 智 |
| 下水道施設課長 | 城間 勝也 |
| 建設部次長 | 又吉 直広 |
| 市街地整備課 市街地整備 担当技幹 | 普天間 朝信 |
| 市街地整備課 計画係 主任主事 | 伊佐 真也 |

○議会事務局職員出席者

| | |
|------|--------|
| 主任主事 | 屋良 ニライ |
|------|--------|

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- 議案第19号 令和3年度宜野湾市水道事業会計予算
- 議案第20号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計予算
- 議案第14号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第15号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第18号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
- 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願
- 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情
- 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

令和3年3月4日（木）第2日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第2日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時00分）

【議題】

議案第19号 令和3年度宜野湾市水道事業会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第19号 令和3年度宜野湾市水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第19号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。19号ということで、本件も提案の趣旨説明は省略していますので、目を通されて、順次質問がある委員は挙手をお願いします。しばらく予算書に目を通してください。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 よろしく申し上げます。14ページなのですが、債務負担行為に関する調書の3番です。包括業務委託の水道事業なのですが、これは債務負担行為で来年、次年度から5年間で16億1,289万円の予算が計上されておりますけれども、これは県内で他市が包括業務委託をしている自治体があるかどうか、お答えできますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 おはようございます。現在県内でこの包括業務委託をやっているところはございません。那覇市のほうが、窓口業務等は業務委託しているのですが、維持管理とか、そういった包括してやっているところは本市が初めてになります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 なかなか思い切ったことかなと思っているのですが、他市に先駆けて本市がそれをやるというのはいいことだと思っはいるのですが、それを先にやるなりの理由というのがあると思うのですが、この辺ちょっとお答えをお願いしたいのですが。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 行革の行政財産の報告書のほうに上下水道局のまずは統合と、あと包括の業務委託をとというのが出ておりましたので、それを重んじてというのですか、やっぱり財政効果もありますので、そうい

ったことを含めると、やっぱり包括して業務を委託したほうが良いということで、今回本市が先駆けてやってみるということです。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、その業務の内容を、たくさんあると思うのですが、一覧表みたいな資料というのは出すことはできますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 前回全員協議会を行ったときの資料がありますので、それは再度資料として提供させていただきます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 では、お願いします。費用対効果の観点から、当然効果があるということで業務委託をするというふうになっていると思うのですが、この5年間で16億1,289万円、結構大きな金額かなというふうに。これは、現状でやった場合と業務委託をする場合、いろいろ難しい計算はあるかと思うのですが、一般的に見てこういうことが考えられますよ、したがって行革の趣旨にもきちんと当てはまりますし、将来的にも本市の財政効果も生まれるというような、そういった計算が分かるような資料というのは出すことはできますか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 財政効果についてですが、今回4月1日から実施することになっておりますけれども、当初予算ベースで人件費、その他諸経費等合わせて年間約2,000万円程度の財政効果があるだろうと。5年で1億円を見込んでありますけれども、実際昨年12月25日、契約いたしまして、契約ベースでいきますと年間2,300万円余りの効果が増えている形になります。5年で1億1,800万円程度の財政効果があるというふうになっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 年間2,300万円余り、5年間で1億1,800万円ということですが、これ債務負担行為で組まれたものはもっと大きいではないですか、金額が。その差額はということで理解すればいいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 債務負担行為に係る金額というのはあくまでも上限額ですので、そのうちでやるという考えになりますので、差額云々ではなく、契約額は契約額で進めている形になります。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 確認しますが、それは財政効果というところについてはきちんと計算されていて、財政効果ありますよというような捉え方をしているというふうなことで理解していいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。米須清正委員。

○米須清正 委員 1ページのほう、第2条の建設改良工事、令和2年度より極端に改良工事が多くなっていますけれども、4億円かな。(4)番。1ページの第2条の(4)。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今回の御質問は、主な建設改良工事が前年度と比べて増えている理由ということでしょうか。今水道事業としては、第11次拡張計画にのっとりて工事の進捗を図っているところであります。あと、事業開始から約60年経過しておりますので、老朽管の耐震化、そういったことも早急にやらないといけないということで、前年度と比べて事業量が増えている形になっております。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 水道管の交代とかですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 新規の整備をするところと、あとは改良するところです。耐震化されていないところは耐震化して、あとは区画整理内とか、そういった開発事業に併せて水道管を配置していくことになりますので、新規は新規、改良は改良という形で工事は進めてまいります。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 あともう一件、3ページの収入のほうですけども、特別利益、瑞慶覧基地給水に係る消費税還付金として、令和3年、約570万円計上されていますけれども、ちょっと説明をできますか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。この過年度損益修正益になりますけれども、キャンプ瑞慶覧、4市町村にまたがって給水を行っているのですけれども、北中城村さんが事務局で、その収益を各市町村に配分していくのですけれども、この消費税に関しては北中城村さんからこちらに来るときに課税になってしまいますので、米軍からは無税なのですけれども、北中城村からこちらに来るときに課税になりますので、その課税になった消費税分を計上しているということでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、今出たので、これについてちょっと聞きたいのですけれども、たしか過年度損益修正益で9月の令和元年度の決算で340万円を計上で、そのときにこれはそんなに金額は毎年変わらないものなのですかと聞いたときに、そこまで大体給水事業としては同じぐらいなので、変わりませんということなののですけれども、この令和3年度の予算として変わらないはずの340万円が200万円ほどアップして、この数字計上されているのですけれども、その理由についてお聞かせください。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。今回過年度損益修正益、瑞慶覧の分を払ったのですけれども、給水ポイントが今年度からちょっと変更したものと、あと大規模な漏水があったようなのです。それは請求できるようなので、その分の消費税が還付されるということで、この計上になっております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 これもまた9月の決算のときに私質問させていただいたのですけれども、このような消費税還付金というのは、本来過年度損益修正益で計上するのではなく、還付金という項目をつくってやるべきではないかということでお話しさせていただいたのですけれども、そのときはなかなか一度勘定科目を設定してしまうと、公営企業会計上、またほかのところに移すと利益の関係者がちょっと混乱を起こすということで、そのまま計上していますというような説明で、それに付け加えて下水道事業の勘定科目の設定に寄せ

ていくような方向性があるということで答弁いただいたのですが、令和3年度予算計上として全く同じように過年度損益修正益でやっているということは、また令和3年度は下水事業に寄せていくような勘定科目の設定をしないということの認識でいいですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。決算委員会のほうで私のほうが令和3年度以降、下水道のほうに寄せていくということで御答弁申し上げたのですが、実はこの4市町村の会議がコロナの影響で開かれておりません。決算委員会後、一回も開かれていなくて、事務局の北中城村さんがどういうふうな形で変更したいのかがちょっと見えないところがあるものですから、この間も決算委員会のときも御答弁申し上げたのですが、継続性の原則というのがございますので、今回は一応そういう形で計上させていただいていまして、コロナ収束して、令和3年度、この会議が開かれれば、変更していきたいというのは考えているのですが、この原則に基づいて今回までちょっとこういう形で計上させていただいているということでございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 3ページのそのまま収益的収入の中で営業外収益の3番、消費税及び地方消費税還付金という勘定科目ができたので、そこに瑞慶覧基地給水に係る消費税還付金も計上されていくのかなと思ったのですが、そこの部分は残して、この3目の部分が令和2年度のもので見ると、この3目というのは今までなかったもので、新たな科目だと思っておりますが、営業外収益、今までたしか消費税及び地方消費税還付金というものがないので、恐らく新設ではないかなとは思っておりますが、新設で新しくこれをつくった理由と、要はこの570万円がそこに計上されていないのにこの科目をつくった理由と、ここで計上されている758万9,000円の違いという、金額の違いではなくて、性質の違いについてちょっとお聞かせください。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。3目の消費税及び地方消費税還付金のほうでございますが、これはあくまで水道料金の収入に基づく我々が申告をして、今回この予算上、還付になりますよということでこの目を新設というか、還付があったりなかったりするものですから、今回は還付がありますということで目立てをしているということでございます。過年度損益修正益と違うのは、あくまで瑞慶覧基地に係る分を過年度損益修正益にしておりまして、消費税については通常の料金の消費税が今回は還付になりますということで計上させていただいております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、今の説明であれば、この還付金があるときだけ目として入れて、ない年にはまたこの目そのものが消えてしまう。ある年もあればない年もある、目そのものです。があるということの認識でよろしいですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 令和3年度の水道事業の予算を組むに当たって、令和2年度もコロナの影響でいろいろあ

ったと思うのですけれども、令和3年度はどのようなコロナの影響ということで見ているのか、それからお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 新型コロナの感染症拡大の影響を考慮しているかという御質問でよろしいですか。給水収益に関しては、ある程度の影響があるというふうに考えておりますが、そこまで多く見積もると事業が減った場合、事業の執行に支障を来しますので、令和2年度、今年度の増えた分はそこまで見込まずに、令和2年度より以前、令和元年までの実績を基に今回は給水収益を見込んでおります。

ただ、上水購入費に関しては、これ支出になりますので、不足する可能性があるということがありますので、これは多めに、令和2年度も加えて実績を出して、ある程度伸び率を考慮してやっております。ですので、これ支出が足りなくなると、また補正とかいろいろ出てくるものですから、これはある程度多めに計上しております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、令和2年度においては1日の平均配水量が3万566立方メートルです。ごめんなさい。令和2年度ですよ、今補正の3号の結果として。令和3年度においては、平均配水量は3万656立方メートル、約100立方メートルぐらいですか、多く計上しているのです。しかし、僕の考え方がちょっと間違っているのかどうか分からないのだけれども、水道事業収益においては主な収益については、款の水道事業収益、これが約22億5,000万円と去年より下がっているのです。ここら辺の説明をお願いしてよろしいですか。第1項の営業収益は21億円で、去年が19億円で上がっているのだけれども、この水道事業収益が下がって計上しているというのは、どういった考え方をすればいいのですか。言っている意味分かりますか。

(上下水道局次長「これは前年度と比較してということですか」と呼ぶ)

○宮城司 委員 第3条、収益的収入及び支出のところの収入で、第1款水道事業収益が22億5,000万円ですよ。だけれども、令和2年度においては補正3号で23億2,000万円と言っているのです。1日の配水量も令和3年度は多くなっているのだけれども、収益は下がっているというところをちょっと説明できますか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 質問にお答えさせていただきたいのですが、御質問の意とするところといたしましては、水道事業全体の3条予算の第1項、水道事業収益が事業全体として22億5,200万円に減っているけれども、昨年度と比較して全体の事業収益は減っているけれども、数量自体は増えている。その点の理由を教えてくださいということではよろしいですか。昨年、3条の水道事業収益の22億5,200万円なのですからけれども、こちらは事業全体の収益でございますので、昨年度と比較して下がるという理由につきましては、昨年度は大きくは投資有価証券の売却益がありましたので、その8,900万円、当初と比較して8,900万円、9,000万円ぐらい差があると思いますけれども、事業全体としては下がっている。

(宮城司委員「当初予算を基に、今これつくっていると理解していいのか」と呼ぶ)

○総務企画課経理係長 手元の比較の数値としては、当初予算と比較しているのですけれども、昨年度と下がっている理由といたしましては、大きくは投資有価証券の売却益、これが1億5,000万円程度ございましたので、それが大きいと。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 今年度は、またこれまでのところを見通せないから計上が出ないと。そこまでちょっと見ていないのだけれども、これはどこを見たら分かるのか。特別利益か。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 今回の予算では計上されておらず、昨年度の令和2年度の予算に投資有価証券の売却益がございます。1億5,000万円程度なのですが、それが今年度の予算ではもう、今年度はもう売却しませんので、ゼロになっております。したがって、金額が減っているように見えるということです。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 あともう一点だけ、給与のところなのですけれども、10ページです。これも前聞いたかな、給料と給与が4万円ぐらい違っているのだけれども、この説明をもう一回お願いしていいですか。10ページの給料及び手当の状況の中で、平均給料月額が31万円、平均給与月額が35万円という形、両方出ているのですけれども、平均年齢と。給料と給与はどのように今理解したらいいですか。手当とかになるのかな。聞いているのはわかりますか。この表の説明ということです。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ちょっと詳しいことは今手元に資料がございませんが、恐らく手当が入っているか入っていないかの違いになるのかと思いますけれども、これはちょっと調べさせていただいてよろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 資料で提出できますか。上下水道局次長。

○上下水道局次長 調べてみて、資料が提供できるのであれば提供させていただきます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 ちょっと教えてもらいたいです。令和3年度の管事業関連工事で今回3か所ですか。

○宮城克 委員長 どの何ですか。濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 この地図で今見ているのだけれども、電線共同溝工事等に伴う配水管布設とか、あと嘉数とか大謝名とかあるけれども、関連工事ということで増築管ですか、でなくても新管でも改良工事するのか、その辺の内容をよろしいですか。

○宮城克 委員長 下水道施設課長。

○下水道施設課長 御質問にお答えいたします。各関連工事におきましては、私どもは占有者となっておりまして、道路管理者のほうから道路改良等の工事が入った場合は移設依頼が来るものですので、それに応じてその区間は新しい管であれ、古い管であれ、全部改良するという形になっております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 その場合は、ある程度の予算が組んであるという考えでよろしいですか。

○宮城克 委員長 下水道施設課長。

○下水道施設課長 前もって前年度もしくはその前々年度から調整はございまして、その区間だけを当該年度に予算化するという形で取っております。

○宮城克 委員長 濱元朝晴委員。

○濱元朝晴 委員 その場合、この資料からはどの辺にあるか、ちょっと教えてもらいたいです。令和3年度の。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○**上下水道局次長** 一般平面図のほうの図面でよろしいですか。これに出てきますが、一番北側の緑の電線共同工事に伴う配水管改良工事とありますけれども、これは国道が今電線地中化しておりますので、それに伴って水道管が邪魔なので、移設してくれという形になります。この緑の部分が電線、その他の工事部分です。

○**宮城克 委員長** 濱元朝晴委員。

○**濱元朝晴 委員** これは一応見て分かるのだけれども、この予算はどのページか、議案19号で言えば。

○**宮城克 委員長** 上下水道局次長。

○**上下水道局次長** 29ページのほうの工事請負費、全体で4億5,620万円余り、29ページの中段ほどに工事請負費というのがございます。4億5,000万円とあります。この備考欄、消火栓設置工事とかございますが、その一番下、伊佐地区電線共同工事に伴う配水管改良工事、金額は出ていないのですけれども、これにつきましては3,250万円余りを見込んでおります。この資料の中にはないのですけれども、全体の中の3,200万円です。

○**宮城克 委員長** 休憩いたします。(午前10時34分)

○**宮城克 委員長** 再開いたします。(午前10時35分)

○**宮城克 委員長** ほかにございませんでしょうか。真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一 委員** 6ページの2番、投資活動によるキャッシュフローで有形固定資産の取得による支出が約5億2,100万円マイナスになっていますが、これを教えていただいてもいいですか。

○**宮城克 委員長** 経理係長。

○**総務企画課経理係長** 御質疑にお答えいたします。御質問が、投資活動によるキャッシュフローの中の有形固定資産の取得による支出額約5億2,100万円の内訳でございます。内容といたしましては、配水施設費、3条科目ですけれども、こちらに4億9,100万円余りと、あとは同じく勘定科目で量水器設備費が1,700万円、それから器具備品費の222万5,000円、それから予備費の1,000万円によるものでございます。

○**宮城克 委員長** 真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一 委員** 今の勘定科目は何ページのどこのことを言っているのですか。

○**宮城克 委員長** 経理係長。

○**総務企画課経理係長** こちらの勘定科目ですけれども、予算書の29ページにそれぞれの科目の名称が、あと配水施設費でございますとか量水器の設備費ですとかという科目と、あとは予備費のほうも記載されております。

○**宮城克 委員長** 真喜志晃一委員。

○**真喜志晃一 委員** もう一回同じ説明をしてもらっていいですか、一番最初の。

○**宮城克 委員長** 経理係長。

○**総務企画課経理係長** 投資活動によるキャッシュフロー、有価証券、有形固定資産の取得による支出5億2,100万円の内訳でございますが、配水設備費、こちらが4億9,204万9,000円、営業設備費1,720万7,000円、器具備品費225万円、予備費1,000万円、端数調整として2円でございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 今お伺いした29ページの数字と、ここに記載されている数字が違っているのは、何か追加がほかにも付け加えられているということですか。

○宮城克 委員長 経理係長。

○総務企画課経理係長 現在ここで申しました内訳額ですけれども、その額については合計額の5億2,100万円になるかなというふうに思うのですが、先ほど2つ目の御質問にございます29ページの勘定科目とそのままぴったり一致するかは、もう少し細かな資料で計算しているようなところがあるので、もし一致していないものであれば、この中でちょっとお答えするのは難しいかなと。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。宮城司委員。

○宮城司 委員 先ほどの哲雄委員の5年間の16億円の委託、これによって経費削減という部分は、この予算書の中でどこら辺に影響してくるのか、ちょっと説明してもらっていいですか。人件費だけなのか、支出の部分でなのか。包括をすることによって、この予算、明細の中で支出、ここら辺が削減されてくるという点などをちょっと説明してもらってよろしいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 まず、25ページの給排水費の中の委託料、上下水道事業包括業務委託料です。細かい数字は入っていないのですけれども、そこには影響といたしますか、委託料に出ています。あと、業務費の26ページの委託料です。1億1,900万円、この委託料の中に上下水道事業包括業務委託料も入ってきます。あと、総係費の真ん中です。報酬、会計年度任用職員の報酬、ここが今現在いらっしゃる会計年度任用職員が特別会社のほうに移りますので、その分の報酬が減っているような形になっています。大まかに言うとそこが入っています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 僕が聞いているのは、これをやることによって効果というのかな、その部分で、例えば給与とかも入ってくるのかな、2目の。これだけ減ってくるとか、削減される部分というのはどういうところなのかというのを伺いたい。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 委託料とか、そういった細かいところの資料を持ち合わせていないのですけれども、人件費のみで、年間水道事業で550万円程度の削減があります。5年で2,760万円程度の人件費の削減が見込まれます。

(宮城司 委員「人件費で2,700万円」と呼ぶ)

○上下水道局次長 はい。委託料については、ほかの委託料も合算されておりますので、ちょっと細かくは比較しておりませんが、先ほど言った年間2,300万円の経済効果がございますので、その中には委託料も入っておりますので、全体としては2,300万円、年間で削減されるということです。

(宮城司 委員「全体としては2,300万円」と呼ぶ)

○上下水道局次長 はい。

(宮城司 委員「人件費は2,700万円」と呼ぶ)

○上下水道局次長 これは5年間です。

(宮城司 委員「2,300万円の効果と考えればよろしいですか」と呼ぶ)

○上下水道局次長 そのとおりでございます。

○宮城克 委員長 新年度予算の内容ですから、ゆっくりやっつけていいものだと思います。時間は気にしないでください。

(委員長交代あり)

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では、すみません。引き続きなのですけれども、この包括の業務委託、せつかくなので、もう少し掘り下げてお聞きしますが、今回何社がいわゆる公募に応募してきて、どこが落札したのか。さらに予定価格に対してその落札業者が幾らで落札をして、例えばその決め手が金額だけだったのか、事業提案だったのか、その辺聞きたいと思います。

○米須清正 副委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。応募は2団体ございました。2団体のうち優秀提案をされた業者につきましては、宜野湾市管工事協同組合、あと第一環境株式会社、あと沖縄水道サービスという3社の団体が優秀提案となりました。価格については、予定価格といたしまして24億4,054万8,000円でございます。それに対し、契約額につきましては23億2,240万8,000円となっております。先ほど次長から御説明あったとおり、年間で2,300万円ほどの効果がありますということになりました。ただ、金額だけの勝負ではなくて、提案とか、そういった形で委員の皆様が評価した内容でございますので、提案としては優秀だったのかなと思っております。

○米須清正 副委員長 宮城克委員。

○宮城克 委員 では、今回のこの件、入札が、札入れが12月とさっき説明があったのですけれども、例えばこれだけ24億円近くの工事ではなくて業務委託ですけれども、これは例えば議会に議案として上程とかというのはされないのですか、これだけ大きいもので。例えば建設工事とかであれば、今回も西普天間の造成工事であったり、橋梁工事、例えば何社指名があつて、例えば落札業者がここですよ、これに対して消費税何%とか、一覧とか出るではないですか。そういったものが昨年大々的に議会に提案があつた割には、なかなか表に出てこないのかなというのがすごく疑問なのですが、その辺はどういうふうな御見解なのですか。

○米須清正 副委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。我々公営企業になりますので、地方公営企業法の条項はちょっと度忘れしてしまっているのですけれども、地方公営企業法の中に業務委託とか、工事費の議会への議決というのが免除されておまして、それを適用しまして今回上程はしておりません。

(委員長交代あり)

○宮城克 委員長 ということです。委員の皆様、その辺も踏まえて何か。総務企画課長。

○総務企画課長 地方公営企業法の40条になります。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。そろそろ質疑も尽きたようですが、進めてまいりましょう。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、審査中の議案第19号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時51分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時04分)

【議題】

議案第20号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第20号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第20号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。先ほどと同様、資料に目を通されて、質問がある委員は挙手でお願いします。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 1ページ目の第2条、(4)、主要な建設改良工事のところは11億8,958万6,000円となっているのですが、これ令和3年度です。令和2年度が3億6,800万円ですか、補正がかかって。それでも約3倍ぐらいになっているのですけれども、これは西普天間とか、そういったところの部分が入って、このぐらいになっているのですかをお伺いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 2条の(4)の主要な建設改良工事が前年に比べて大幅に増えているという理由でございますが、これにつきましては国庫補助事業と県の補助の一括交付金を活用して令和3年度の建設改良費として計上しております。11億8,000万円の中の補助要望額として14億5,000万円が工事費として計上しております。その内訳は西普天間住宅地区の雨水工事だったり、汚水管の布設工事、あと大山の現在の通行止め、規制している横の汚水ボックスがございます。あちらの改良工時等の予算を計上しております。現在あくまでも局としての要望額を計上しております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。この西普天間の地、これから開発していくと思うのですけれども、いわゆる下水の建設ですか、またこの建設費というのは多分莫大にかかってくるかと思うのですが、この14億円というか、今の要望をしている額がそのまま入ってくれば、スムーズにというか、期間は見込みとしてスムーズにいくのですね。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 要望して計上しておりますので、それは年度内完了を目指してやっていくというふうに

考えております。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 これ要望に対して、要は簡単に、要望している額は削られるというか、低くなるケースもありますね、補助を要望していてそこまでもらえないというケースがいろんなところで多いと思うのですけれども、そうなった場合のことも見込んでのスケジュールというか、いわゆる要望している額がそのまま来ないと建設自体のスケジュールというのですか、令和3年度、4年度、5年度という形のそこでの遅れが出てくるというか、少し削られても、そこは何とかなるような形で組んでいるのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 下水道に関しても事業計画に基づいて事業を執行しております。前年度まではやはり補助、一括交付金のですけれども、減額が続いておりますので、やっぱり多少なりとも工事の遅れ、計画の予定の遅れは出てきております。次年度ももし減額で配付された場合は、やはり計画どおりにはいかないような形にはなっています。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 4ページのさっきの水道事業のときにも少し話をしたのですけれども、営業外収益の還付金、消費税及び地方消費税還付金、これ令和2年度の予定のもので見たらなかったのですよ、還付金が。令和2年度はない年、そして令和3年度はある年。たしか令和元年度の決算認定のときはあったので、ある年、ない年があるというのはどういうことなのですか。還付金がある年、ない年というのはどういった理由があるのか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。消費税の計算は結構複雑でございまして、一概には言えないのですけれども、4条、要は資本のほうです。の工事費とか、そういったところ、資本的支出のほうが多い場合は還付ということが結構多くなったりしますので、今回結構4条の支出の計上が多くなっていますので、還付ということで今予算上計上してございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、17ページの予定の貸借対照表なのですけれども、資本の部、17ページの資本の部の剰余金、(2)の利益剰余金の減債積立金が6,600万円なののですけれども、これと見比べて22ページの令和2年度の予定貸借対照表を見ると、利益剰余金の減債積立金が2億1,600万円というふうになっています。1億5,000万円、積立金がこれを見ると、令和3年度は1億5,000万円の積立金を取り崩すのだなということが理解できるのですけれども、ではこの支出先がどこなのかなと、資本的支出の今度6ページを見ると企業債償還金で3億7,000万円余り計上されて、一番下です。企業債償還金で3億7,249万2,000円償還されているのですけれども、恐らくこの1億5,000万円の減債積立金を取崩して、そこに充てているのかなと理解しているのですけれども、そうした場合に残りの2億2,000万円というものの財源はどこになっているのかなというのを聞かせください。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。おっしゃるとおり、1億5,000万円についてはこの企業債償還金に充当していく予定でございまして。残りの2億円余りについては、損益勘定留保資金、そちらのほうを充てる予

定となっております。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 追加の答弁になりますけれども、1ページの4条の括弧書きがございます。括弧書きのほうに減債積立金1億5,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億6,000万円、あと当年度分の損益勘定留保資金で5,623万円、あと当年度分地方消費税の調整額で6,218万6,000円補填しますよということで、これ4条全体のものになるのですけれども、こちらで充当していくということでございます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 5ページです。流域下水道維持管理負担金というところをちょっと説明してほしいのですが、宜野湾市の流域下水道負担金は約5億3,800万円、これはいわゆる県に払う負担金だと思うのですが、まずこれ水道使用料に対してこういう出し方をするのか、そこら辺の説明からお願いしていいですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 この流域下水道維持管理負担金なのですけれども、これは委員おっしゃるとおり、宜野湾浄化センターのほうにこちらの排水を流していきますので、その施設を維持管理するために宜野湾市が負担するものという形になっております。これに対しては、宜野湾市の給水量というのがまだ接続されていない世帯もありますので、接続されている世帯の排水量を基に、宜野湾市分幾らという率でもって計算しております。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 では、いわゆる全体の給水量に接続率を計算して出していくわけですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 接続率というよりは、排水量です。総排水量、流す量です。率は関係なくて、流した量に対して立米当たり50円という単価がありますので、それを掛けて算出しています。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 いわゆる4市町村か。

(「7市町村だったと思います」という者あり)

○宮城司 委員 この負担金を計算する場合に、例えばこれ読谷は、北谷はというふうにメーターがついているわけではないわけですね。負担割合を出す場合に、今言う排水量、どんな理解すればいいのかな。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えいたします。量の算出の仕方でございますが、まず下水道に接続されている給水量から、要は水道のほうからデータを頂きまして、あとキャンプ瑞慶覧だったり、あと琉大とか、ちょっと大きいところでいいますと琉大とか、あと雨水を使っているところとか、そういったところを全部算出して、こちらから県のほうに今月はこれだけ流しましたよということでデータを送ります。そうすると、送った水量で請求書が来るということになります。率を掛けるとかではなくて、実際に僕らが県の浄化センターに流した水量を算出して、県に報告しているということになります。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 雨水はどう計算するのですか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○**総務企画課長** お答えいたします。雨水につきましては、基本的に大きいところにつきましてはメーターがついております。そのメーターを毎月なり2か月に1回なり検針して、検針していただいているのが多いですけれども、どうしても店舗の中とか、そういったところにメーターがあるものですから、検針をしてもらって報告を受けているということで算出しております。

○**宮城克 委員長** 上下水道局次長。

○**上下水道局次長** 基本的に汚水と雨水は別ですので、雨水は換算しません。ただ、クーリングタワーとかのクーラーの水とかが、これは蒸発したりしますので、そこは汚水に入っていないですので、その分はメーターによって減免していくと。入らないという数字で報告していきます。基本的には雨水と汚水は別ですので、雨水の換算は基本的にはしません。

○**宮城司 委員** ちょっと僕の理解が間違っていたら。雨水というのは、海に流れていくのではないのですか。

○**宮城克 委員長** 総務企画課長。

○**総務企画課長** 基本的に雨水を海に流すというのは間違いはないのですが、大規模店舗だとやっぱり雨水を貯留してトイレとかに使っている場合がございます。そういった場合は、使用量を算出しないといけませんので、それは報告をいただいて、算出しているということでございます。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** こういった資料があるのかちょっとあれなのですが、この流域下水道の市町村の負担金の資料とかももらえますでしょうか。

○**宮城克 委員長** 総務企画課長。

○**総務企画課長** お答えいたします。維持管理負担金に関しましては、県から請求来るものがあつたかな。ちょっとうろ覚えなのですが、なかった記憶があるので、宜野湾市分はこれだけですよということでの報告しかなかったと思いますので、お出しできるかどうかはちょっと確認してからにしたいと思います。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** というのは、県下水処理場というのは宜野湾市伊佐にあるではないですか。ということは、宜野湾市をみんな通ってくるのです。例えば北谷にしても、読谷は北谷を通っている。そういったのも例えば加味されているのか。通行料ではないけれども。そういうのもあるのかなと思って、今ちょっと聞いたのですけれども。

○**宮城克 委員長** 総務企画課長。

○**総務企画課長** 今現在は各市町村、我々も含めて同じ単価で計上しております。事あるごとに、例えば県の単価を変えたりとか、消費税を増税したりとか、そういったときに関して意見書を提出するのですけれども、その際には宜野湾市の分は減免してくださいということでの要望というか、そういった形で意見書はお出しするのですけれども、なかなかちょっと減額まではいっていない状況でございます。

○**宮城克 委員長** 宮城司委員。

○**宮城司 委員** 下水道を維持管理していく上で、宜野湾市内の下水道というのは宜野湾市がこういった形で改良工事とか何かやって維持していくわけですから、そこを通るわけですね、この他市町村の。つなげているから。全く別なのか。

○宮城克 委員長 総務企画課長。

○総務企画課長 お答えします。基本的に県の流域管、そちらにしか接続はできませんので、そちらのほうには入るのですけれども、我々のものについては一部どうしても市町村会とか、そういったところで僕らが受け取ったり、逆に僕らが出したりというところもありますので、そういったところは除いて、ほかのところに関しては基本的に県の流域管のほうにつながっていますので、我々の管につながっているということではないです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。米須清正委員。

○米須清正 委員 たしか下水道接続の補助事業があったと思うのです。何ページだったか。

(「27ページです」という者あり)

(「27ページ、普及指導費の中の補助金3,000万円」という者あり)

○米須清正 委員 これは何世帯分か、それから補助金額、どのくらいになるか、ちょっと御説明のほうをお願いします。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今の質問は、補助金額がどのくらい出すのかということですか。ここについては、一括交付金です。その効果促進事業という事業がありまして、県のほうから2分の1の補助がございます。3,000万円の2分の1は県のほうから補助金がもらえまして、課税世帯1世帯あたりに限度額で20万円を考えています。工事費の75%を補助する。20万円を超えた分は20万円、20万円以内であれば0.75を掛けて、その分を補助するということです。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 これは、工事費の何%ではなくて、最高20万円までという感じになるのですね。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 限度額を20万円に設定して、20万円を超える部分は20万円まで補助金。20万円以内であれば75%。満額ではなくて、75%を補助するということ。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 3,000万円、これは大体何世帯分ぐらいになります、予想として。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今考えておりますのが、課税世帯で約80件、非課税世帯でも35件、あと低地帯で低いところでポンプが必要とか、そういったところもあろうかと思ひまして、5件程度を見越して、それで合計で125件が接続してくれればいいなというふうに考えております。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 ちょっと上のほうにあると、ポンプが低い。これはポンプで上げることもできるのですか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 ポンプが必要なところはどうしても工事費が上がりますので、限度額を単独の場合は30万円まで、単独というのは1世帯がもしポンプを使って工事をするのであれば、30万円までを限度額としています。共同、幾つかの世帯とか、アパートとかの場合になると50万円までを限度額として考えておりま

す。

○宮城克 委員長 米須清正委員。

○米須清正 委員 これは、予算が通れば4月1日から受付とかになるか。

○宮城克 委員長 上下水道局次長。

○上下水道局次長 今4月1日から一応やろうというふうを考えておりますので、パンフレットは、予算はまだ審議中なのですけれども、早めに応募しないと間に合わないということで、一応パンフレットを作成して、これから投函していこうかなというふうを考えていますので、4月1日から実施したいと考えております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。

(「なし」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

審査中の議案第20号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時29分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時37分)

【議題】

議案第14号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第14号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第14号については、議案の提案趣旨説明を省略することとしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。では、予算書に目を通していただきながら。宮城司委員。

○宮城司 委員 宇地泊第二土地区画整理事業進捗状況ということで、事業費ベース、基本事業費ベースとか、物件補償とかという資料も頂いているのですけれども、これを見たら100%、100%、100%とか、99.5%とか、かなり事業も進んでいるのかなという感じですが、宇地泊第二土地区画整理事業は市としてはどういった、今後何年までにどうしていきたいという計画なのかということをお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 事業期間に関しては、令和4年度までに換地処分の業務委託がありまして、その次年度から業務委託がメインとなる。工事は全て完了しています。この換地処分に向けての予算計上等でやっていく予定となっております。以上です。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 事業としては令和4年度までということは、あと2年ということですか。換地処分というのは、具体的にこういったことをやるのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 もともとの従前の土地から整備後の仮換地指定をします。仮換地指定を最終的に道路等を含めた築造が完了した中で確定測量を行います。そのために、従前の土地から仮換地後の地番への変更手続の業務を行います。その中で精算金徴収業務の面積確定による従前から仮換地、本来換地で面積をもらうべきのを確定しまして、それに基づく精算交付という形で業務を進めていきます。

○宮城克 委員長 宮城司委員。

○宮城司 委員 これは全てのですか。この区画整理区域内全てを再度測量していくというのかな。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 昨年度からできている、使用収益開始をかけている部分に関しては、面積確定をしながら今動いているところです。残り次年度の面積確定の予算を持ちつつ、各筆、各権利者の確定面積をして、そこで換地処分の手続に入る形で、地区内が令和4年度でその確定業務が完了するという形で考えております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。資料も見ながら。宮城司委員。

○宮城司 委員 令和2年度末で保留地処分も終わっていると。新年度事業でも計上はされていないのですけれども、今この資料の中で保留地処分面積98.3%、保留地処分金額99.7%と、この違いがちょっとあるのですけれども、そこの説明をお願いします。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 すみません。これは歳入をもって進捗率を上げていまして、これが今2月末時点になっています。宇地泊区自治会、昨日の自治会のほうの入金が3月の末になっています。その分が今この進捗から抜けている状況です。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいりましょう。

審査中の議案第14号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

議案第15号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 次に、議案第15号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第15号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 予算書の3ページ、僕ちょっとこれ一般質問で少し取り上げさせていただいているのですが、沖縄振興公共投資交付金で前年度よりも大分減しているのですが、ずっとここ近年、予算要求よりも減額して、県からの補助をいただいているような状態ではあるのですが、これは前年よりも約半分の額、50%、55%ぐらいの額で予算計上しているというのは、これぐらいだったら満額が入るだろうという見込みで予算を計上しているのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 佐真下第二地区は、補助対象事業の範囲がもう限られてきております。それに伴って、進捗に伴う補助金対応の事業費で一応要求をしているところでございます。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 補足で。通常の道路事業とは違って、区画整理事業は要求額に対してほぼ100%でもって配分を受けていると。要するに重要事業については100%配分とか、ただ区画整理事業以外の公園事業、道路事業とかの配分は年々落ちてきているという状況ですけれども、区画整理に限ってはそういう形ではなくて、昨年からは低くなっているのですが、ただ事業費のボリュームに合った補助金請求に対して100%がついている予算ということです。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 スケジュールなのですが、この佐真下第二土地区画整理事業は最終的に令和何年度で終わる予定でしたか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 今一応事業計画期間の変更手続きを取りながら、令和10年をめどに完了を目指しているところです。佐真下第二地区には一般財源、市の財源が対応し切れない部分もありまして、そういった観点から早期完了について財政当局と調整しながら、早期に向けた予算計上で一応取り組んでいる状況でございます。

○宮城克 委員長 真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 ありがとうございます。そうしたら、議案第6号のほうで頂いていた資料もあるのですが、この佐真下第二土地区画整理事業の地図というのですか、令和3年度と令和4年度、もし令和5年度までできれば。令和3年度ではここここをやりますよみたいな、そういった資料というのをもらい

たいです。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 令和3、4、5年の実施計画がございます。10月時点での実施計画の図がありますので、そのほうを準備しておきます。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

(「進行」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の議案第15号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前11時52分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前11時53分)

○宮城克 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は2時から会議を開きます。その間休憩いたします。(午前11時53分)

◆午後の会議◆

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時01分)

これより午後の会議を進めてまいります。

午前中の又吉亮委員の質疑に対して、建設部のほうから説明があるということですので、説明を聞きたいと思えます。では、建設部次長。

○建設部次長 午前中、佐真下第二土地区画整理事業の中で土地区画整理事業の補助金、沖縄振興公共投資交付金、昨今下がっていますよという話をして、100%というお話もしたのですが、ちょっと若干訂正というか、おわびを申し上げて、訂正したいと思います。

まず、ちょっと細かく言うと、予算要望するときに県や国に。まず、要望額に対して、これらが標準的に出すのですが、それよりもほかの市町村が余ったりしたらもっと増やすことができますので、最大限、ではもっと工事費とか補助金、幾ら欲しいですかと、最大。それと通常の要望額と最低必要額というのを3段階に分けて出すのです。今回実は予算要望は、この要求額とマックス額が一緒なのです。2,790万円、要求は国費ベースで要望しています。ただ、私が100%と言った最低限必要な補助額は何ですかというラインはついているということで100%ということで、ただ令和3年度の予算額に対しては約50%の配分率と。ただ、それは最小限必要額は確保されているという意味でちょっと訂正させてほしいなと思って、ですので要望額に対しては落ちているということで訂正して、おわび申し上げます。

○宮城克 委員長 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、そのまま進めてまいります。

【議題】

議案第18号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

～質疑・答弁～

○宮城克 委員長 議案第18号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。議案第18号については、議案の提案趣旨説明を省略することにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

では、本件に対する質疑を許します。では、資料のほう目を通していただいて、質疑がある委員は挙手をお願いします。又吉亮委員。

○又吉亮 委員 予算書の13ページなのですが、3月の補正の中で12億円の保留地処分をすることなく、12億円減となって、予定としては当初、令和2年度の予算からしたときは保留地処分分で12億円入ってくるだろうというようなあれではあったはずなのですが、それがもし入っていたら、その財源というのは恐らくこの13ページの建設事業費の01と02に当たるのかなと思っているのですが、もしこれが入っていれば、01の西普天間住宅地区土地区画整理事業(補助)の市債の1億2,400万円、これ借金することもなく、財源に充てられたのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 この市債に関しては、補助事業に対する裏負担に対する9割の市債、借入れになりますので、この市債に対して保留地処分金は充当できないという形になっております。保留地処分金の使途、使い道というのが分けられていて、施設整備と、また単独職員、西普天間住宅に常駐する職員等々であれば保留地処分金で充てることができるのですが、その他職員等、いろんな区画整理事業の中で宇地泊、佐真下を兼務している職員の給与等を含めては、西普天間の保留地処分金は充当できないという形になっております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、仮に令和2年度で12億円の保留地処分ができた場合は、仮にできていたら、その全て12億円が事業基金積立事業のほうに、区画整理事業基金積立事業に12億円がそっくりそのまま計上されていたという認識でよろしいですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりです。実際今年度、令和2年度、50億円のうち今年度の支出配分に伴った残額分は全て基金へ積む形になっておりますので、基金から次年度を取崩しながら、また予算に充てていくとい

う形で、今残り38億円ぐらいは積まれている状況でございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、次10ページなのですけれども、10ページの6款です。この保留地処分金、本年度ゼロにして、説明としては廃目にはしているのですけれども、この補正予算の段階での説明では今のところこの琉大のほうでも買う意向がないということで、でも例えば令和3年度内に買うような意向があったとき、そうしたらこの保留地処分のお金というのは、これを廃目にしていたらどこで受け入れするのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 現在この諸収入の保留地処分金で前年度との対比で、要は令和3年度には販売予定がないということでのゼロの記載になっています。販売予定がないので、今節等は持っておりません。販売予定がある場合は、また費目存置として1,000円、予算書の中で1,000円を計上して、その中で保留地処分金をまた歳入という形で掲載する形になっています。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、仮に令和3年度中に琉大側から資金ができたということで、残された保留地の場所を購入したいとなっても、令和3年度は廃目にはしているので、もう売却することなく、令和4年度で費目存置でということか、ちゃんと予算計上してやるのか。もう令和3年度は、向こうに資金ができたとしても、こちらのほうでは受け入れる口がないので、売りませんというような形になるのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 実は、現在残りの1ヘクタール、前回販売できていないエリアに関しては、都市計画道路設計の見直しと、仮換地のちょっと変更手続があります。そのために昨日も販売予定はいつかという話が議論に出たかと思うのですけれども、その際に令和4年度以降という形での回答をしている状況でございます。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、令和4年度以降にまた廃目にしたものを、また新しくというか、目を復活させるような形になるのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そうしたら、必要に応じて議会への補正段階で節要求等を含めた形での手続となってきます。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 年度途中だった場合は、そういう補正で対応すると。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 補正で対応するのですけれども、この受入れ口がなければ補正もできないわけで、ということは令和4年度に費目存置でも目は復活させるということですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 販売計画が出た時点で、実際次年度の予算要求とか、それが現段階のヒアリングの中で分かっている際には、そのまま先に入れます。ただし、予定はなかったのだけれども、購入が入ったとかという協議が成り立った場合には、議会の中で補正として上げていきます、費目存置として。それは議決後、

歳入として受け入れする形になります。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、1つ教えていただきたいのですけれども、令和3年度は廃目になっているのですけれども、廃目になって目がないような状態でも売るようなあれが出てきたら、年度途中で目を新たに設定して、パソコンで費目存置を設定することも可能なのでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 そのとおりです。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 議会へ上程する前に予算サイドから、特会ですので、市街地整備課で新たに事務手続をして、要するに廃目になったものを復活して、その復活したものをまた上程に上げるという話です。議会で廃目になったものを上げるとかではなくて、その前に事務手続上で復活はさせて、上程するという運びになります。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 ちょっとまた補足というか。佐真下とか、常に保留地の販売をする計画で、常に予算書は費目存置で1,000円、常に毎年持っております。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 では、この費目存置で1,000円残す、目を残すものと、廃目にして、また新たに途中から目を復活させてやるものの違いというのは何ですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 地区によって保留地処分金を想定はするのですけれども、あくまでも想定し切れない分に関しては最初からの予算計上というのは難しい形になります。そういった形で、協議が調っている場合では保留地処分金の額を予定として入れます。ただし、そういう協議が整っていない場合には、あくまでも費目存置の1,000円でもって協議を進めた中で、保留地処分金の歳入を受けてという形になっています。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 補足で言いますと、ほかの地区は保留地が生み出ている状況もありますので、費目存置で出して、下手したら保留地処分を売りに出して、収入としてする方法もあって、費目存置で残しているのですけれども、たしかに西普天間も費目存置で残していてもよかったのです。ただ、令和3年度、先ほど線形の変更とかで売る見込みがゼロに等しい。要するに売り出すものが見出せないということで、あえて費目存置ではなくてゼロということで処理したということです。変更もあるということで、保留地の位置も含めて確定がないと、令和3年度も含めて。できないということでゼロ処理をして、分かりやすくしたというのがあるのですけれども、方法としては1,000円残して、ずっと引きずってもよかったなというのは今になってちょっと考えはしますけれども。ただ、売ることがまずゼロに等しいということで、保留地が出てこないということで御理解ください。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。真喜志晃一委員。

○真喜志晃一 委員 先ほど予算要望は3段階で要望されているというふうに言われていたのですが、多分西普天間住宅地区も同じような形でやられていると思うのですけれども、このスケジュールの実施計画ですか、この計画はいわゆる低い予算で計画をしているのですか、それとも要望の標準の予算としてスケジュー

ルを立てているのか、大体予算が削られてずれ込むというか、工事が遅くなってというのがよくあることではないですか。この計画自体は、どこの予算に合わせてつくっているものなのですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 やっぱり予算要求するに当たってマックスの予算、できる範囲のマックス、イコール通常予算を求めています。その中で内示等が出た場合に、その内示額でもって執行いたします。常に内示が4月に出るのですけれども、では9月になぜ不用額として落とさないかとか、いろいろ出てくるのですけれども、これは沖縄全体の予算の中で市町村配分額の変更が出る場合がございます。そういった場合に、担保としてその予算を常に置いておく。その中で、やっぱり年度末近くなるとそういった配分が難しいだろうと、その段階で3月に不用額として落としている状況です。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 ちょっと補足します。先ほど3段階の最大最小での要求額、先ほどの佐真下はマックスと要求額が一緒の額、ただ予算がついたのは下です。西普天間住宅地区は全て同額で出しています。同額で出して、100%ついて、要するに上限が一緒な額なものですから、その額、そのもの100%ついているということで御理解ください。

(「その理由」という者あり)

○建設部次長 要するに上限も下限もなく、必ずこの予算をもらわないと事業進捗が間に合わないという額です。要するに琉大開学を目指していますので、そのためには予算を100%もらわないと事業進捗にも遅れが出るし、琉大開学も遅れるということで、これは強く双方事務局、沖縄県も把握していますので、同額で3段階で全て同じ額を要求して、そのとおりについているということで御理解ください。

○宮城克 委員長 又吉亮委員。

○又吉亮 委員 今のは、西普天間住宅地区の場合はこの3つ同額で出しているということでの説明があったので、実際西普天間の特会には関係なくなってしまうのですけれども、ここでちょっと質問を逃してしまうと次に質問できなくなるので、ちょっとお聞かせいただきたいのですけれども、例えば異なる場合で、要望額とマックスと最低額を出したときに、先ほどはスケジュールだったのですけれども、逆に計上するものはどの額を計上しているのでしょうか。西普天間住宅地区の場合は同額と言っていたので、それがのっているのは分かるのですけれども、例えば2つ要望を出したときに、どちらのほうで予算計上はしているのでしょうか。

○宮城克 委員長 建設部次長。

○建設部次長 いずれも、どの事業もですけれども、マックス額で要望を出します。区画整理事業以外も含めて道路事業、公園事業、全てマックス額で予算書には上げています。

補足で、特会とは関係ないのですけれども、通常の一般会計で受けている沖縄公共投資とか社会資本整備交付金は、あそこの3団体なのです、都市局も道路局も。ただ、ここの必要最低限さえもらえていないということで四苦八苦しているのです、実は。本当に都市計画事業は優遇が利いているなど。特会という強みもあるのかもしれないですけれども。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 事業スケジュールについてちょっとお尋ねしたいのですけれども、今次長からあったよ

うに、琉大開学がほぼ決まっています。おのずとその辺の地域も含めてゴールが大体、まだ始まったばかりであれなのですから、そのまま目標計画どおりに進めていきたいという意思の下では予算要求している。ということであれば、大体何年度までには開学させる自信が、計画もそうですし、実際に終わる見通しというふうなところについては既に見えてきているのではないかなと思いますけれども、その辺についてはいかがお考えですか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 現時点の事業計画期間であれば、事業認可が平成31年2月に受けております。事業終了期間は令和7年。

(「今は9年」という者あり)

○市街地整備課長 9年か。令和9年に一応掲げております。その中で、琉大開学が令和6年度を目指しているものですから、それに伴う前面道路と琉大に関わってくる道路部分の供用開始を行っていききたいという形でスケジュールとなっております。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 今の琉大開学をやります。周辺の開発、区画整理事業を並行して進めていくと思うのですけれども、それも含めて令和9年までには全てその事業は完了ができるものと、ほぼほぼ。そういった見込みであるということで考えてよろしいでしょうか。

○宮城克 委員長 市街地整備課長。

○市街地整備課長 現段階でのスケジュール、あくまでもスケジュール上の中身ではあるのですけれども、令和9年度までには施設整備して、使用収益開始ができるように取り組んでいる状況でございます。

○宮城克 委員長 伊佐哲雄委員。

○伊佐哲雄 委員 並行して進んでいる佐真下とか、あるいは宇地泊とか、そういった状況と明らかに違うというのは皆さん分かっているはずですから、その令和9年、もし仮に延びる可能性があるとするれば、あえて言えば例えばどういうことが考えられるのですか。なければならないでいいです。

○建設部次長 災害とか起こった場合には建設も遅れるということと、琉大そのものも遅れますし、私たちの造成工事も遅れるし、道路整備も遅れるということです。

極力目標としては、令和9年度までには全ての地権者に住宅を使用収益開始ができるということであるのですけれども、ただその中で公園とかいろんな事業がまだありますので、ほかのまた補助事業も含めて整備する箇所も今後また想定されますので、その事業そのものは遅れていくのかなと。要は、宇地泊も防衛補助で今公園事業もやっている状況でもございます。宇地泊、佐真下もそういう形で、区画整理とはちょっと違った都市計画上の補助をもらって、都市計画の補助をもらって公園整備をしていますので、ただ使用収益開始は並行で進めるところは進めて、極力令和9年までのスケジュールでもって地権者にお返ししたいというのが今の事業計画となっております。

○宮城克 委員長 ほかにございませんでしょうか。進めてもよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○宮城克 委員長 では、進めてまいります。

審査中の議案第18号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思っております。これに御異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時27分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時54分)

【議題】

請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願

○宮城克 委員長 次に、請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時54分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時54分)

○宮城克 委員長 では、審査中の陳情第11号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時54分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時54分)

【議題】

請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

○宮城克 委員長 次に、改めて請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時54分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後2時57分)

○宮城克 委員長 審査中の請願第6号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後2時57分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時13分)

【議題】

陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時14分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時16分)

○宮城克 委員長 審査中の陳情第31号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

○宮城克 委員長 次に、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情を議題といたします。

本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午後3時16分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午後3時17分)

○宮城克 委員長 審査中の陳情第9号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

【議題】

陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情を議題といたします。
本件に対する質疑を許します。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後3時18分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後3時19分）

○宮城克 委員長 審査中の陳情第15号については、質疑の段階で継続審査にしておきたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。（午後3時20分）

○宮城克 委員長 再開いたします。（午後3時21分）

○宮城克 委員長 本日の会議はこの程度にとどめ、次回は3月5日午前10時から委員会を開きます。
本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでございました。

（散会時刻 午後3時21分）

経済建設常任委員会会議録

○開催年月日 令和3年3月5日（金） 3日目

午前10時04分 開議

午前10時13分 閉会

○場 所 第2常任委員会室

○出席委員（7名）

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 宮城 克 |
| 委員 | 濱元 朝晴 |
| 委員 | 又吉 亮 |
| 委員 | 伊佐 哲雄 |

| | |
|------|--------|
| 副委員長 | 米須 清正 |
| 委員 | 宮城 司 |
| 委員 | 真喜志 晃一 |
| | |

○欠席委員（0名）

○参考人（0名）

○説明員（0名）

○議会事務局職員出席者

| | |
|------|--------|
| 主任主事 | 屋良 ニライ |
|------|--------|

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

- 議案第25号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第5号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第9号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第10号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第11号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 議案第14号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第15号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第18号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第19号 令和3年度宜野湾市水道事業会計予算
- 議案第20号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計予算
- 議案第31号 西普天間橋梁上部工工事請負契約について
- 議案第32号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（1工区）の議決内容の一部変更について
- 議案第33号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事（2工区）の議決内容の一部変更について
- 請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願
- 請願第11号 嘉手納基地立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願
- 陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情
- 陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情
- 陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

第433回宜野湾市議会定例会（経済建設常任委員会）

令和3年3月5日（金）第3日目

○宮城克 委員長 おはようございます。ただいまから経済建設常任委員会の第3日目の会議を開きます。
これより議事に入ります。

（開議時刻 午前10時04分）

【議題】

議案第25号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例について

○宮城克 委員長 まず、継続審査となっております議案第25号 宜野湾市手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第 5号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 9号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

議案第10号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第4号）

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第5号 令和2年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、議案第9号 令和2年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、議案第10号 令和2年度宜野湾市水道事業会計補正予算（第3号）、議案第11号 令和2年度宜野湾市下水道事業会計補正予算（第4号）、以上4件を議題といたします。

お諮りいたします。本4件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第5号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時07分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時07分)

【議題】

議案第14号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第15号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算

議案第18号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算

議案第19号 令和3年度宜野湾市水道事業会計予算

議案第20号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計予算

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第14号 令和3年度宜野湾都市計画宇地泊第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第15号 令和3年度宜野湾都市計画佐真下第二土地区画整理事業特別会計予算、議案第18号 令和3年度宜野湾都市計画西普天間住宅地区土地区画整理事業特別会計予算、議案第19号令和3年度宜野湾市水道事業会計予算、議案第20号 令和3年度宜野湾市下水道事業会計予算、以上5件を一括して再び議題といたします。

お諮りいたします。本5件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第14号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。
(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号を採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

【議題】

議案第31号 西普天間橋梁上部工工事請負契約について

議案第32号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(1工区)の議決内容の一部変更について

議案第33号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(2工区)の議決内容の一部変更について

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております議案第31号 西普天間橋梁上部工工事請負契約について、議案第32号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(1工区)の議決内容の一部変更について、議案第33号 令和2年度西普天間住宅地区造成工事(2工区)の議決内容の一部変更について、以上3件を議題といたします。

お諮りいたします。本3件に対する質疑を終結し、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、質疑を終結し、討論を省略いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第32号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

これより議案第33号を採決いたします。本件は同意すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意されました。

○宮城克 委員長 休憩いたします。(午前10時12分)

○宮城克 委員長 再開いたします。(午前10時12分)

【議題】

請願第 6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願

請願第 11号 嘉手納基地の立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願

陳情第 9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情

陳情第 15号 公契約条例の制定を求める陳情

陳情第 31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情

○宮城克 委員長 次に、継続審査となっております請願第6号 宜野湾市が管理供給する水道水の安全を求める請願、請願第11号 嘉手納基地の立ち入り調査の実施及び嘉手納基地由来のPFAS汚染水の取水を止める請願、陳情第9号 比屋良川公園整備事業の変更及び事業拡大実施に関する陳情、陳情第15号 公契約条例の制定を求める陳情、陳情第31号 公営住宅の入居に保証人を不要とする条例改正等を求める陳情、以上5件を一括して議題といたします。

お諮りいたします。本5件については今定例会で結論を出すのは困難であり、なお慎重に審査する必要がありますので、閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○宮城克 委員長 御異議ありませんので、さよう決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。よって、本委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(閉会時刻 午前10時13分)